

令和7年第2回定例会

九十九里町議会会議録

令和7年6月5日開会

令和7年6月10日閉会

九十九里町議会

令和7年第2回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (6月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	9
古 川 徹 君	10
阿 井 賢 一 君	22
松 井 由美子 君	29
善 塔 道 代 君	41
○散会の宣告	55

第 2 号 (6月6日)

○議事日程	57
○出席議員	57
○欠席議員	57
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	57

○職務のため出席した者の職氏名	5 8
○開議の宣告	5 9
○議事日程の報告	5 9
○一般質問	5 9
高 橋 功 君	5 9
谷 川 優 子 君	6 9
鐘 田 貴 俊 君	7 9
○休会の件	9 3
○散会の宣告	9 3

第 3 号 (6月10日)

○議事日程	9 5
○出席議員	9 6
○欠席議員	9 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
○職務のため出席した者の職氏名	9 6
○開議の宣告	9 7
○議事日程の報告	9 7
○諸般の報告	9 7
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 7
・議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算(第1号)	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
・議案第2号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
て	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
・議案第3号 契約の締結について	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
・議案第4号 契約の締結について	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
・議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更について	

○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 4
・議案第 6 号 九十九里地域水道企業団の解散について	
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 5
・議案第 7 号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について	
○報告第 1 号の上程、説明……………	1 0 5
・報告第 1 号 令和 6 年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
て	
○報告第 2 号の上程、説明……………	1 0 6
・報告第 2 号 私債権の放棄について	
○諮問第 1 号の上程、説明、採決……………	1 0 6
・諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○諮問第 2 号の上程、説明、採決……………	1 0 7
・諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○議員派遣の件……………	1 0 8
○請願第 1 号及び請願第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 9
・請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書	
・請願第 2 号 「国における 2 0 2 6 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書	
○日程の追加……………	1 1 0
○発議第 1 号及び発議第 2 号の上程、説明、採決……………	1 1 1
・発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	
・発議第 2 号 国における 2 0 2 6 年度教育予算拡充に関する意見書について	
○陳情第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 3
・陳情第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書	
○閉会の宣告……………	1 1 5
○署名議員……………	1 1 7

令和7年第2回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年5月14日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和7年6月5日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和7年第2回九十九里町議会定例会会議録（第1号）

令和7年6月5日（木曜日）

令和7年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和7年6月5日（木）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏝 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	作 田 延 保 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	中 北 一 成 君	住 民 課 長	田 畑 総 子 君
健康福祉課長	戸 村 恵 子 君	社会福祉課長	鈴 木 浩 之 君

農林水産課長	川島常嗣君	商工観光課長	古関保君
まちづくり 課長	木原隆行君	会計管理者	古川紀行君
ガス課長	麻生雅弘君	教育委員会 事務局 局長	鶴岡正美君
教育委員会 事務局 主幹	中村勝君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長	鍵田貴賜君	書 記	鈴木克奈君
--------	-------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9時30分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和7年第2回九十九里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

1番 小野谷 元 伸 君

9番 古 川 徹 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10日までの6日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10日までの6日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第1号から議案第7号、報告第1号及び第2号、諮問第1号及び第2号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までを受理した請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表の

とおり、それぞれの常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、浅岡厚君であります。

また、町長より本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者は次のとおりです。

副町長、藤原慎君。教育長、鈴木弘君。総務課長、作田延保君。企画政策課長、羽斗伸一君。財政課長、鈴木桂君。税務課長、中北一成君。住民課長、田畑総子君。健康福祉課長、戸村恵子君。社会福祉課長、鈴木浩之君。農林水産課長、川島常嗣君。商工観光課長、古関保君。まちづくり課長、木原隆行君。会計管理者、古川紀行君。ガス課長、麻生雅弘君。教育委員会事務局長、鶴岡正美君。教育委員会事務局主幹、中村勝君であります。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第2回九十九里町議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

このほど春の叙勲におかれまして、本町から元町長の大矢吉明様が旭日双光章を受章されました。

ここに、栄えある章を受章されました大矢様の御功績をたたえ、深く敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

それでは、第2回町議会臨時会以降の主な事業について御報告を申し上げます。

4月29日には町観光協会主催により、海の安全を祈願する海開き式が片貝中央海岸にて多くの御来賓の下、盛況に開催されました。本町の観光振興に寄与するものと期待しております。

5月16日には町制施行70周年記念給食として小・中学校には、「いわしのくくりんコロッケ」や「いわしの団子汁・紅白ゼリー」などを、こども園には、「九十九里浜をイメージしたカレー」と「お祝いゼリー」を提供いたしました。

5月17日には町制施行70周年記念式典を開催いたしました。議員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございました。永年、町政発展のために御尽力いただきました101名の方々へ、表彰状及び感謝状を贈呈させていただきました。

今後も町の限りない繁栄を願い、「人、自然、風土を力に 未来に広がる海浜文化都市」の建設を目指し、皆様が住み続けたいと思える町として「みんなで考え、みんなで行動、みんなで創る九十九里」をスローガンに、地域の特色を生かし、皆様方と共に笑顔あふれるまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

5月20日には九十九里小学校のなぎさの運動会が、5月24日には、豊海小学校、片貝小学校の運動会が、6月2日には九十九里中学校の体育祭がそれぞれ開催されたところであり、元気と笑顔あふれる児童・生徒の姿に感動いたしました。

5月25日には町内一斉清掃を実施いたしました。地域の環境美化は、町民皆様の御協力の賜物でございます。議員の皆様におかれましても、それぞれの地域において率先して御参加いただきましたことに御礼申し上げますとともに、今後も御協力をお願い申し上げます。

次に、今後の予定となりますが、6月7日にかたかい・とようみこども園合同の運動会が町制施行70周年記念事業として、片貝小学校で開催されます。初めての合同運動会となり、園児たちがみんなで仲よく楽しむ姿を心待ちにしております。

6月15日の県民の日には、県主催によりサンライズ九十九里において令和7年度県民の日山武地域行事が実施されます。当日は、海の魅力についての講演やサウンドアーティストによるパフォーマンスが予定されております。

6月20日には昭和40年7月に富山県上市町と姉妹都市を締結し、本年で60周年を迎えることから、本町において姉妹都市締結60周年記念式典を開催いたします。この式典を機に、さらなる両町間の文化、産業の交流を促進するとともに、両町の発展に協力し合ってまいります。

7月1日からは片貝・豊海の2か所の海水浴場を8月末まで開設いたします。また、夏期観光安全対策本部を今年度より5月1日から10月31日までの期間設置し、海の安全対策に万全を期してまいります。

8月2日には町制施行70周年記念第33回九十九里町ふるさとまつりが予定されております。海水浴場の開設などにより、来遊客の増加が見込まれる中、一段とにぎわいを増す夏の観光イベントのメインとして、70周年記念事業にふさわしい盛大なものとし、振興に寄与することを期待しております。今後の事業の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御

支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本定例会において御審議いただく議案及びその他の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ7,877万1,000円を追加し、予算の総額を69億1,377万1,000円とするものでございます。

議案第2号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令等の一部改正に伴い、九十九里町国民健康保険税条例の関連する規定の整備が必要となることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 契約の締結についてでございますが、令和7年5月9日に制限付き一般競争入札に付した豊海津波避難タワー建設工事について、その請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第4号 契約の締結についてでございますが、令和7年5月9日に制限付き一般競争入札に付した作田津波避難タワー建設工事について、その請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更についてでございますが、令和8年4月1日から九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、解散に伴う事務継承等に関する規定を追加するものです。

議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散についてでございますが、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散するため、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてでございますが、九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めるため、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号 令和6年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてござ

いますが、令和6年度に予算計上した物価高騰対応重点支援臨時交付金事業をはじめとした14事業について、令和6年度内に事業が完了しなかったため、その繰越額や財源内訳を報告するものでございます。

報告第2号 私債権の放棄についてでございますが、九十九里町私法上の債権の放棄に関する条例第2条第1項の規定により、私債権を放棄したもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。なお、放棄した債権の名称は町営住宅使用料でございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の齊藤実氏が令和7年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに川野美恵子氏を人権擁護委員の候補者に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の山本一雄氏が令和7年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたしますので、何卒慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時からといたします。

（午前 9時46分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 9時59分）

◎日程第5 一般質問

○議長（中村義則君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、9番、古川徹君。

（9番 古川 徹君 登壇）

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。皆さん、改めましておはようございます。

議長の御承認をいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

過日に行われました町制施行70周年記念式典が大盛況に行われたことに、心からお喜びを申し上げます。式典に際しまして、準備から後片づけまで、大変な御苦勞をいただきました行政職員の皆様方に、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

この70周年を機に、町をさらに栄えさせ発展させていくためには、我々議会も未来へのかけ橋となる土台づくりが必要だと痛感いたすところでございます。ここまで築き上げてきてくれた先人の皆様や、若い世代、そして子供たちの未来のために、「波に乗ってけ！九十九里！」との思いで、行政の皆様と手を携え頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、日本時間の5月2日、3日には、アメリカ・フロリダ州で開催された世界選手権大会、The SUMMIT2025において、いすみ市を中心に活動する房総チアリーディングチーム、COASTERS'99が圧倒的なパフォーマンスで最高得点を上げ、世界チャンピオンに輝きました。本庁舎の正面に横断幕を飾っていただきましたが、そのチームに所属する片貝小学校の行方莉織さんが、このチームの一員として活躍をされ、町からワールドスターが誕生したことに、心から、心からお喜びを申し上げます。

それでは、質問に入りたいと思います。

大項目1点目、交通インフラ「高速道路・有料道路」整備の施策について。

①東金九十九里有料道路と、千葉東金道路・圏央道との連結についての進捗状況はどうでしょうか。

②連結による相乗効果を鑑み、関係自治体との促進期成同盟会の設置についての進捗もお聞きします。

③連結による町の発展や経済効果、そして利便性・交流人口の増加、企業の進出など、さらには災害時緊急道路整備網について質問してまいります。

大項目2点目、小学校統合による学校施設建設事業及びスクールバスでの支援活用について。

①今年度から実施設計業務となり事業が進められますが、今後のスケジュールはどうなのでしょうか、お聞きします。

②学校統合は学校名や校歌などの課題や、建設位置などの周知など、住民説明会で意見交換を兼ねて進めるべきだと考えますが、どうお考えでしょうか。

③統合によりスクールバスの導入となりますが、通学利用時間帯以外は高齢者の乗合バスとして支援活用ができないかということをお聞きしておりますので、それについてお聞きします。

④統合後の空き施設の活用はどのようにお考えをされているのかお聞きいたします。

以上について質問してまいりますので、明快な御答弁をいただくことと、答弁に反復がないようによろしく願いいたします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、古川徹議員の御質問にお答えいたします。なお、小学校統合による学校施設建設事業及びスクールバスでの支援活用についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、交通インフラ「高速道路・有料道路」整備の施策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、東金九十九里有料道路と千葉東金道路・圏央道との連結について、進捗状況はどの御質問ですが、道路の連結につきましては、千葉県山武土木事務所によりますと、関連する道路の交通状況等を勘案し、整備の必要性などを検証した上で判断していくと伺っております。

2点目の、連結による相乗効果を鑑み、関係自治体との促進期成同盟会の設立についての御質問ですが、有効な手段ではありますが、東金市をはじめ関係自治体並びに関係機関と一体となって進める必要があり、意思疎通を図りながら状況を見極めていきたいと考えております。

3点目の、連結による町の発展や経済効果、利便性・交流人口増加、企業進出、災害時緊急道路網などについての御質問ですが、観光振興や地域経済の活性化等の各種施策の推進を図る際に、交通インフラの整備による地域間ネットワークの構築は、町にとどまらず地域にとっても重要であると考えております。本件につきましては、町にとってのメリット・デメリットを考察し、地域の機運の高まりを見極めて、関係機関と連携を図りながら検討してまいりますと聞いておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、古川徹議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 古川徹議員からの御質問のうち、私からは小学校統合による学校施設建設事業及びスクールバスでの支援活用についての御質問にお答えいたします。

1点目の、今年度から実施設計業務となり事業が進められますが、今後のスケジュールはどの御質問ですが、現在、令和12年4月開校に向け、設計を進めているところでございます。今後、実施設計に移行することとなりますが、移行する前に基本設計案を基とした住民説明会等を実施し、設計内容等の周知を図るとともに、御理解をいただきたいと考えております。

2点目の、学校統合は学校名や校歌などの課題や建設位置の周知など、住民説明会で意見交換を兼ねて進めるべきと考えますがどの御質問ですが、校舎の配置や工事関連に関しまして、先ほど御答弁したとおり住民説明会等を実施する予定でおります。

また、学校名につきましては、住民からの公募等により御意見をいただきつつ、来年度中に決めていきたいと考えております。

なお、校歌など開校に向け決定していく事項につきましては、学校関係者や保護者などで構成する専門部会を設立した後、詳細について協議しながら進めてまいります。

3点目の、統合によりスクールバスの導入となり、通学利用時間帯以外は、高齢者の乗合バスとして支援活用できないかとの御質問ですが、2点目の御質問の際に御説明させていただきました専門部会において、スクールバスの導入手法などをこれから決定していくこととなりますので、関係各課等と協議しながら進めてまいります。

4点目の、統合後の空き施設の活用はどの御質問ですが、現時点においては決定しておりませんが、教育委員会としての利活用を考えるとともに、九十九里町公共施設等マネジメント推進本部会議等において、関係課等と連携し町全体として有効な利用方法を検討してまいります。

以上で、古川徹議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。よろしくお願いします。

それでは、①、②を合わせて再質問をいたします。

交通インフラ道路交通網の整備については、私が議員就任当初から要望を重ねてきたわけですが、以前までの一般質問をした際に、この構想を進めていくためには、まずは東金市さんの御理解が必要であるとお聞きしております。

その際に、いただいていた答弁では、道路管理者である県道路公社は国道126号線の通行量や交通渋滞などを勘案し、整備の必要などを検証し判断されていくと聞いておりますが、今、町長から答弁をいただきましたが、前々からの質問時と答弁に進捗が見られないのですが、今、町長から県山武土木事務所から関連する道路の交通状況を勘案しながら整備の必要などを検証した上で判断していくと伺っていると、そのように答弁いただいたと思いますけれども、以前から申し上げておりますが、その整備の必要性などを検証し判断することを待っていても、がちが明かないと思うんですよ。と申しますのも、実際に道路の渋滞などは起きていないんですから。

この構想や施策を進めていく目的は、交通インフラ道路整備により、本町と同様に道路アクセスの悪い海岸沿線の自治体にも地域の活性化につながる相乗効果が見込める可能性があることから、関係自治体との連携で、関係自治体とはこの道路網整備による、通称になるかも分かりませんが、波乗り道路とも連結になるわけで、大網白里市そして白子町、また、長生村そして一宮町と、その先を言えばいすみ市や御宿町方面に行くアクセス道路の向上も考えられると思いますので、そのような関係自治体との御相談の上で促進期成同盟会の立ち上げについても進めてほしいと今まで御提案をしてきたつもりでございますけれども、それらに対する進捗状況の御答弁をください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

県と東金市へ出向きまして、関連する道路との連結について説明させていただきましたが、促進期成同盟会の立ち上げを含めまして、具体的には進んでいないのが現状でございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。課長、県道路公社の整備の必要性を検証するとかね、前はNEXCO東日本においては採算性が見込めないと難しいような答弁を、前々の質問時に言われていたんですよ。では、なぜあの有料道路は、千葉東金道路と連結をさせる当初計画だったのでしょうか。

そこには東金市さんとの問題点があるようなお話は聞いておりますが、繰り返し申し上げますが、この道路整備により千葉県の東方面、南方面も値するでしょうけれども、そこへのアクセスが向上し、観光客などの交流人口の増加施策となり、言えば東金市方面にも立ち寄っていただけるような相乗効果も見込めないわけでもないと思いますので、そのような検討

施策を東金市や近隣関係自治体との話し合い、そして同意をいただけるようであれば、促進期成同盟会などの立ち上げを進めていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、③の質問ですが、国において地方自治の発展を掲げ、地方創生に取り組んでいくと。その実現を果たすべく、地方創生総合戦略として東京の一極集中化をなくし、地方町村部へ企業の進出や人口を送り出すと言われてきたわけですが、本町にとってそのような効果はあるのでしょうか。やはり、戦略というのであれば、効果・成果がなければ机上の空論となるわけで、交通アクセスの悪い地域には人の流れも、企業の進出も望みにくいということは言うまでもないことだと思います。

県においても、都市部寄りや近隣自治体においてもそうですが、比較的交通網の整備がされている地域ほど、さらに輪をかけて圏央道の延伸や連絡道路網の整備、またはスマートインターチェンジの設置などが進められているように感じてしまうのですが、先般、熊谷知事が東金文化会館において、「明日の山武郡市を見つめる」という講演がありました。その中で、交通インフラ整備などの交通網整備を加速させ、地方自治体の発展につなげたいと。また、現在進めている構想以外にも必要な整備や要望がある自治体があれば、首長を通じて相談してまいりたいと。また、万が一の災害にもソフト・ハード面を問わず力を注いでいくとも述べておりました。

国も、昨年発生した能登半島地震の教訓として、令和6年6月21日、国土交通省の有識者部会において、高速道の整備促進を提言と題して道路の寸断が相次いだのを教訓に、道路網整備などの道路政策を充実させ、物資輸送や救助などの初動に遅れが出ないように提言されております。

そのようなことから、町も総合戦略会議を毎年開催されておりますが、町の発展や活性化、そして人口増加策や企業の進出による経済効果など、加えて万が一の大災害時に緊急搬送などにも備え、避難主要道路の寸断や建物の倒壊、そして電柱などの倒壊などで救急対応などに遅れが生じないように、また、近隣自治体においても同じ対策・対応が見込めると思いますので、ぜひともこのような施策でもって交通インフラ整備を推進していただきたいと思います。どうお考えになるのか御答弁を求めます。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 地方創生担当といたしまして、私のほうから一般的に道路整備事業に期待される効果について御答弁さしあげます。

地方におきまして、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速

させるといふ負のスパイラルに陥るリスクを回避するために、観光による地域産業の振興、あるいは企業の地方移転を推進し、雇用の場を確保するなど地方への新しい人の流れをつくる必要があるとされてございます。

このためには、歴史や文化、自然、食など多様な地域資源を有効に活用した観光交流人口の拡大や安心して暮らせる地域づくりなど、住民の安心・安全な生活を確保するための各種インフラの整備と機能強化、特に道路整備の推進による地域間ネットワークの構築が不可欠になると考えてございます。

観光地として全国的な知名度を誇ります本地域におきましても、道路交通網の整備は交流人口の増加だけでなく地域住民の利便性向上とともに、移住先候補地としてのポテンシャルも向上することが期待されると思います。

一方、観光に訪れる方々にとりましては、県南地域への交通アクセスが向上いたしますことで、本町が通過点となってしまうなどの懸念もございます。

いずれにいたしましても、引き続き地域の発展に資するような各種事業に取り組みますことで、多くの方に選ばれる地域となるよう、各部署が連携して尽力してまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させ、負のスパイラルに陥ることを避けるためには、観光や地域産業の振興、または企業の誘致を推進して雇用の場を確保するとともに、地方へ新しい人の流れをつくることが重要であり、交流人口の拡大や住民にとって安全・安心に暮らせる地域づくりを確保するために、各種インフラ整備と機能強化を図り、特に道路網整備による地域間のネットワークの構築が不可欠だと。

さらには、全国的な知名度を誇る本地域に道路交通網整備が進められれば、交流人口の増加だけだと限らず、地域住民の利便性の向上や移住先候補としてのポテンシャルも向上することができると、まさにいいことづくめの答弁をいただきました。誠にありがとうございます。

ただし、最後の一言に、通過点となってしまう懸念があるような一言が聞こえましたが、そのような懸念を払拭させるためにも、それだけの魅力的なまちづくりを進めていくことだと思いますので、よろしく願いいたします。そのようなことが防げると思いますので。

また、冒頭に町長からも観光振興や地域経済の活性化などの各種施策の推進を図る際に、交通インフラ整備により地域間のネットワークの構築は、町だけではなく地域にとっても重要だと考えてくれているようなので、私はこのような施策を進めていくためには、行政と議会が一丸となって取り組んでいくべき課題だと思いますし、そして、最終的にその判断、決断を下すのが首長の役目だと思いますので、再々質問として、町長からの率直なお考えをお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 町長、浅岡厚君。

○町 長（浅岡 厚君） それでは、今、古川徹議員からの質問ですけれども、先ほど答弁したとおり、この連結によって町にとってのメリット、当然あります。しかしながらデメリットも存在すると思います。そのような考えの中から、地域、特に一宮ですとか長生郡の自治体からそのような声が上がってくれば、町としても協力はしていきたいと思っております。

しかしながら、今の段階では一番恩恵を受けるであろう地域からの声はあまり聞こえてきていない状況であります。また、東金九十九里有料道路が、なぜあのような現在の形になったかという歴史、それは皆さん御存じのとおり東金市からの意見もあり、あのような形でもって調整されたと伺っております。

まず、その一番の地元である東金市の意見を尊重しなければいけないと思っております。しかしながら、町の今住んでいる人たちにとっては、連結することによってメリットが生まれると思います。今できるとするならば、今、国道126号線の2車線・2車線の交互通行を3車線ずつにして利便性をよくするというようなことを進めていくほうが早いのではないかと私個人的には思っております。

そのような進め方であれば、東金市のほうも理解していただけるのではないかというふうには思っておりますので、引き続き地域の皆様方、地域関連する自治体の皆様方の意見を聞きながら進めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川です。御答弁ありがとうございます。

東金の3車線などをやっていったほうがいいんじゃないか、効果が見られるじゃないかという御答弁をいただきましたが、先ほども繰り返しになりますが、国道126号線、そんなに渋滞はしていないと思いますので、やはり全体的なものを含めた中の活性化ということで、このような施策は誰かが声を上げ、誰かが動かなければ机上に乗せることも実現に向けて動

き出すこともできません。時間をかけて地域の機運が高まるのを待っているのではなく、できるだけ早く地域関係自治体とのネットワークの構築を図るべく、ぜひとも町長が自らのリーダーシップにより、未来の町のさらなる発展だけではなく近隣自治体への発展も願い、大項目1点目の質問を終わります。

では、小学校統合の①の再質問になりますが、令和12年4月の開校に向けて、基本設計、実施設計と進めていかれますが、今、基本設計を作成した案をもって住民説明会などを実施すると教育長から御答弁をいただいたと思います。その案は、おおよそいつ頃になるスケジュールを組まれているのか、それと、基本設計を作成した後に住民説明会はどのような形で行われていくのか、2点についてお聞きします。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） それでは、御質問の2点について、関連しておりますので一括してお答えをさせていただきたいと思います。

現在、進めております設計の素案となります基本設計につきましては、9月頃までにはお示しをしたいと考えております。その後、町民の皆様への周知といたしまして説明会等を実施し、学校建設への御理解を求めていく予定でいます。

なお、周知方法といたしましては、対面方式による住民説明会だけではなく、併せてパブリック・コメントを実施し、より多くの方からの御意見を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） では、基本設計は9月頃までに示し、その後説明会を実施して学校建設における箱物の形や、そして建設位置なども含め説明をしていただき、その後パブリック・コメントでも多くの意見を求めてくれるということでございますよね。よろしく願いいたします。

次に、②の再質問になりますが、学校名や校歌の取決めは大変難しい問題だと思います。先人の方々が築き上げてきてくれた古くからの受け継がれてきた歴史や伝統・文化を、どう残して守っていくのか、また、地域の問題点等もあると思います。

今回、質問に取り上げたのは、それらの取決めを、前に説明をいただきましたが、学校再編推進委員や、先ほど答弁いただいた専門部会のみで進めていかれるような懸念があったわけでございます。しかしながら、全ての住民からの公募により御意見をいただきながら進め

ていかれるということなので、間違いないのか再確認をしたいのと、そして、住民からの公募はどのように行われていくのか、御答弁ください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

学校の統合に関しましては、地域の皆様にとっても非常に関心の高いことと認識しております。教育委員会といたしましては、より多くの方々からの御意見を参考とし、住民と一体となり計画を進めてまいりたいと考えております。

なお、学校名や校歌につきましては、平等かつより多くの住民の皆様からの御意見をいただきたいため公募を計画しております。

また、その周知方法につきましては、各学校等を通して保護者への配付や、また、各公共施設に公募用紙を配架するとともに、広報紙や防災行政無線などを活用し、より多くの住民の方が把握できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） それでは、広報紙や防災無線、それと各公共施設に公募用紙を配架していただくと御答弁いただきましたよね。それを、やはり見ていない、聞いていない、どこにあるか分からないということも考えられますので、できれば一番目を通しやすい地域の回覧板等で周知を図っていただくと、併せて図っていただくといいと思いますのでよろしくお願いたします。

それでは、次に③のスクールバスについての再質問です。

スクールバスの導入については、保護者の方々において非常に気にかけていることと認識しておりますが、令和5年1月でしたか小学校統合に向けた住民説明会においても、どのような形で送迎をしてくれるのか、集合場所や停留所はどう考えているのか、それとスクールバスの利用には制限があるかなどの多くの質問が出ていましたが、説明会から2年5か月ほどが経過しましたがけれども、教育委員会では具体的にどのようなスクールバスの導入計画を持たれているのか、そしてバスの車両は何人乗りを想定しているのか、2点について御答弁をください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） それでは、お答えをさせていただきます。

御質問の2点について、関連しておりますのでこちらのほうも一括してお答えをさせてい

ただきたいと思います。

まず、教育委員会といたしましては、スクールバスの導入に当たり、大きく分けますとバスを購入する方法と運行を委託する方法、この2方式があると考えております。購入の場合は、本来の利用を妨げない範囲で他の用途への活用が可能となるというメリットがありますが、初期費用や維持管理費がかかること、また、車両の故障や点検時の登下校対応など困難であるといったデメリットもあります。対して、委託する場合ですと、バスの故障や運転手の急な体調不良等による場合であっても、子供たちの登下校に影響が出ないよう運行できるメリットがあります。しかしながら、委託の場合は他の用途への活用ができないといったデメリットもございます。

また、バスの大きさにつきましては、運行ルートや集合場所、対象者の範囲など、様々な点で検証を進めてきており、子供たちがより安全に利用できる環境が構築できるよう、今後専門部会においてさらなる検証を重ねた上で、導入方法を併せて決めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 今お聞きしていると、メリット・デメリットがあるとのことですが、一番の目的は安全・安心で、便利でなくてはならないので、今ほど大型バスの導入のお話がありましたけれども、大型バスなどを導入した場合に、走られる道路って限られるじゃないですか。決まってしまうですね。

そのような集合場所が遠くなることによって、保護者の方々がそこまで送迎をしなくてはならない、そういうような二重の手間、そのようなことがないようにお願いしたいのと、また、専門部会や学校再編推進委員と、広い視野を持って協議をこれから進めていかれると教育長答弁からもいただきましたけれども、なるべく早く御提案内容をまとめなければ、広い視野で協議をすることを進めることもできませんし、通学時間帯以外は高齢者の乗合バスとして支援活用はできないかということなどの協議もできないわけですね。

本来であれば、高齢化が進む町として、乗合バスや乗合タクシーなど単独事業で取り組まなければいけない事業であると思います。しかしながら、今まで財源の確保が難しいとお聞きしておりますので、この話、前々の質問ではスクールバスの併用活用ができればと言ってきておりますけれども、財政的に圧迫されずにこのような活用ができれば、支援活用ができるのではないかと、そのようなことを財政課にもお願いしてきたわけでございますよ。

そのような可能性はあると思いますと、そのときの答弁がね、併用活用も可能性があると
思いますので考えていきますと言われておりましたので、このスクールバスの併用が難しい
のであれば、また、ほかの取組で提案や質問を考えていかななくてはならないので、早めに進
めていただきたいと思います。

それでは、④についての再質問になりますけれども、統合後の空き施設の活用については、
現時点では決定していないようですが、教育委員会のみならず関係各課と連携し、有効な利
用方法を協議していくとのこと。統合後は空き施設になるのは分かっているのですから、
これについてもいつまでに有効活用する取決めを行っていくのか、5年後の空き施設になっ
てから貸出しや売却などの募集をするようなことがないようにしていくべきだと思いますが、
そのあたりはどのようにお考えがあるのかお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

統合後の空き施設につきましては、教育委員会としてその活用方法を考慮するだけではな
く、他の行政施設としての活用や民間への利活用など、様々な観点で取り組まなければなら
ないことであり、また、このことは議員御指摘のとおり早々に進めていかなければならない
課題であると考えております。

御承知のとおり、学校として施設自体が長年利用されてきており、また、様々な補助金等
を活用し建設されている施設のため、協議の土台となる施設自体の耐用年数や他の施設への
転用の可否など、状況を把握する必要があり、現在も設計業務と並行して既存施設の確認作
業を進めているところでございます。

今後は、これらの調査と併せ、教育施設としての利活用を検討するとともに、関係する各
課と連携し、町としてどのように活用していけるのかなど、小学校統合後は、完了する数年
前までを目途に協議し方向性を示していければと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） それでは、局長、確認したいと思いますけれども、今、小学校が統合
が終わるまでにとというような、数年前までという御答弁をいただきましたよね。間違いな
いですよね。じゃ、空き施設になってから募集を図るようなことはないということによろしい
ですよ。

要するに、今言われた答弁は、小学校の統合が済む前の数年前までには、そのようなこと

を取り組んでいきたいと、募集等。そのような形が取ればですよ。というような御答弁だったと思うんですけども、違いますか。違うのであれば、再質問でできますので。

私が今伝えているのは、先ほど事務局長からの答弁は、小学校統合が済む数年前までにと、そのような、今言っているものの形が取れるような協議を進めていきたいということをおっしゃられたと思うんですよ。違いますか。違うのであれば、再々質問をいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えをいたします。

先ほど、小学校が統合が完了する数年前までを目途に協議を進め、方向性を示してまいりたいと考えておりますということで御答弁させていただきましたが、この方向性というのは募集を開始するというのではなくて、町としてどのような活用をしていけるかなどを、そういったものを協議を進めながら方向性としてどのように活用をということの意味でございます。募集開始を、このときから開始を数年前からかけられるという答弁ではございません。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。ということは、幅広く考えていくから、要するに募集だけではなく、施設を有効活用するためには、また町で使う可能性もあるということでしょうか、そのようなことで。分かりました。

最後に締める形になりますけれども、長年の利用でかなり老朽化が進んでいる校舎があると言われましたよね。分かるように、片貝小学校、もう47年ですか、建ってから。今現在、施設が、今現在でもですよ、校舎の維持管理に支障を来しているという状況ですよ。そのようなことがあるわけですから、国、総務省では、公共施設の例えば解体をするときの費用、そのようなものは2分の1の補助を出すというようなお示しもあったわけじゃないですか。そのような、解体後、土地の有効活用、利活用も含め、有利な支援があるうちに活用し、町の財政負担の軽減に努めていただきたいと思います。

以上で私からの質問を終わります。町長をはじめ、担当課各課の課長様、ありがとうございました。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は11時です。

(午前10時47分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時58分)

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、2番、阿井賢一君。

(2番 阿井賢一君 登壇)

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。

議長のお許しを得ましたので、令和7年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

田植も終わり、青田という表現にはまだ少し早いですが、通り一面小さな緑のじゅうたんに覆われ、その田んぼを渡るそよ風に初夏の匂いを感じる時期となり、そののどかな田園風景に秋の豊作を祈る私がおります。

それでは、初めに、大項目1の学校における安全対策の取組についてお伺いいたします。

最近、世間に目を向けると、全国各地で声かけや不審者などの事案が多く発生し、学校生活の中においても凶悪な事件が発生しております。安心して楽しく学ぶはずの学校において、子供たちの安全が脅かされることはあってはなりません。

そこで、再度初心に返って、学校の安全対策を見直す時期に来ていると私は考え、質問させていただきます。

1点目、学校内外で不審者が出没したときの対応はどのような対応をしているのか。

2点目、学校、警察、行政など、関係機関の情報共有、連携強化が必要であると考えているかどうか。

3点目、危機管理マニュアルは、危険などが発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づいて、全ての学校において作成が義務づけられているようですが、本町で作成状況はどのようになっているのか。

以上3点について、当局の考えをお聞かせください。

続きまして、大項目2の県道飯岡一宮線、通称産業道路、排水路の悪臭対策についてお伺いいたします。

令和6年第4回の定例会でも一般質問をさせていただきましたが、これから気温が高くな

る季節を迎え、周辺住民から、通称産業道路の排水路の悪臭がまたきつくなる季節になりましたねと言われました。前回の質問の中で要望させていただいた悪臭測定器については、町の迅速な対応により導入について予算化されたとお聞きしました。そこで、私は前回の一般質問の時期と同様に、再度歩いて産業道路の排水路を確認してみました。

そこでお伺いいたします。

1点目、悪臭測定器導入後の活用方法について、今後どのように考えているのでしょうか。

2点目、排水路内の汚泥の堆積状況について、町は汚泥の量を確認しているのですか。確認しているのであれば、排水路の管理者である千葉県への汚泥のしゅんせつなどについて要望はしているのでしょうか。

以上、2点について、当局の考えをお聞かせください。

続きまして、大項目3の事業系ごみの搬出についてお伺いいたします。

本町には、様々な業種の事業所があり、東金市外三市町環境クリーンセンターへ直接搬入するか、それぞれが事業系のごみを収集、運搬する業者と契約を交わして事業系のごみを処分していると思います。しかし、私は、事業系のごみであるにもかかわらず、町の可燃ごみの指定袋にごみを詰め、一般家庭ごみと同様に出している方々がいると耳にしております。

そこでお伺いいたします。町は、排出する事業者と事業系ごみを収集する事業者との状況について、どの程度把握しているのでしょうか。

以上、当局の考えをお聞かせください。

なお、再質問については自席にて行わせていただきます。

○議 長（中村義則君） 阿井賢一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、阿井賢一議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校における安全対策の取組についての御質問は、後ほど教育長から答弁いただきますので、よろしくお願いたします。

それでは初めに、県道飯岡一宮線（産業道路）排水路の悪臭対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の悪臭測定器導入後の活用方法についての御質問ですが、今後、悪臭測定器を活用して、県道飯岡一宮線、通称産業道路、排水路の臭気測定を定期的実施する予定です。また、担当者には、県が実施する悪臭測定技術講習を受講させ、活用方法を研究してまいりた

いと考えております。

2点目の排水路内の汚泥の堆積状況についての御質問ですが、県道飯岡一宮線、通称産業道路の排水路において9か所を測定したところ、ゼロcmから28cmの堆積を確認しており、平均8cmとなっております。また、堆積土のしゅんせつを引き続き実施するよう、管理者である県に要望しております。

次に、事業系ごみの搬出についての御質問にお答えいたします。

事業系ごみを排出する事業者とごみを収集する事業者の状況についての御質問ですが、本年4月現在、町への登録がある一般廃棄物収集運搬許可業者19社のうち、事業系ごみの収集運搬を9社が行っておりますが、事業系ごみを排出する事業者については把握しておりません。

以上で阿井賢一議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 阿井賢一議員からの御質問のうち、私からは、学校における安全対策の取組についての御質問にお答えいたします。

1点目の学校内外で不審者が出没したときの対応はどの御質問ですが、不審者が出没した場合は、子ども安心情報ネットワークを利用し、町内の関係機関及び近隣市町村との情報共有を図っております。また、連絡を受けた各学校では、直ちに児童・生徒に対し正確な情報と注意すべきことを指導するとともに、保護者に対し、学校連絡メールを活用して情報提供に努めております。

2点目の学校、警察、行政など、関係機関の情報共有、連携強化が必要であると考えがどうかの御質問ですが、東金警察署管内の小・中学校や高等学校、特別支援学校の生徒指導担当者と東金警察署員で東金地区学校警察連絡委員会を組織して、毎年、6月と11月に研修会及び情報交換会を行い、関係機関との連携や情報共有に取り組んでおります。

3点目の学校において危機管理マニュアルの作成状況はどうなっているのかの御質問ですが、学校保健安全法第29条に基づき、危険等発生時における児童・生徒等の安全確保を図るための具体的な措置や手順を定める対処要領を作成することが義務づけられており、各学校において危機管理マニュアルとして作成しております。

危機管理マニュアルでは、不審者への対応のほか、急な天候の変化や地震への対応など、児童・生徒の命を守ることを主とした行動について示されており、この危機管理マニュアル

に基づいた避難訓練等も実施されています。

今後も、児童・生徒一人一人の命を守り、安心・安全な学校生活になるよう、各学校を指導してまいります。

以上で阿井賢一議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。浅岡町長、鈴木教育長、御答弁ありがとうございました。

それでは初めに、大項目1の学校における安全対策の取組について再質問をさせていただきます。

なお、1点目から3点目まで関連がございますので、一括で質問させていただきます。

国では、危険管理マニュアルを作成することが義務づけされており、毎年、各学校で見直しを行い、マニュアルに基づいて避難訓練なども実施されているとの回答を受け、少し安心いたしました。

そこで、不審者からの暴力の抑止や被害の防止のために、各学校でさすまたなど防御する道具は設置されているのかお伺いたします。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えさせていただきます。

不審者が学校に侵入した場合、児童・生徒及び教職員自身の安全のために、さすまたの活用は有効であると考えます。町内の小・中学校の職員室や教室などに13本程度をそれぞれの学校に設置しております。

なお、町内の3小学校では、全ての学校でさすまたを活用した訓練を行っており、今年度も全ての小学校で実施する予定です。また、中学校では実施しておりませんが、今年度は実施を予定しております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。御回答ありがとうございました。

近年、学校児童を標的とした、社会を震撼させる事件が頻発しています。それに伴い、学校に監視カメラの設置をするケースが増えてきている状況であります。文部科学省の調査によりますと、防犯カメラを設置している学校は64.6%となっているようです。学校は、職員が目が届かないところ、場所もあり、さらに通学路など学校の敷地外の場所にも注意を払わ

なければなりません。

それでは、再々質問させていただきます。

現在、各学校で防犯カメラは設置されているのでしょうか。なお、設置されていないようであれば、国や県などの補助金などを活用し、防犯カメラの設置を要望したいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えさせていただきます。

現在、町内の小・中学校において防犯カメラの設置はしておりませんが、議員のおっしゃるとおり、不審者侵入等の対策として防犯カメラの設置をしている学校があることは認識しております。

各学校への防犯カメラの設置につきましては、今後、国や県などの補助金等を活用した設置に向け、調査・検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。中村主幹、ありがとうございました。

子供への安全対策は、ここまでやればもう大丈夫だということはありません。子供たちが安全・安心に過ごせるように、一つ一つできることを行っていきましょう。

続きまして、大項目2の県道飯岡一宮線（産業道路）排水路の悪臭対策について再質問いたします。

1点目の導入後の活用方法についての質問ですが、その前に、予算化された悪臭測定器はいつ頃導入されたのでしょうか。また、今年度、早い時期にアンケート調査を実施すると回答をいただいたと思いますが、悪臭測定器を導入後、今年度はどのような活用を考えているのでしょうか。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

予算化されました測定器につきましては、6月末の導入予定となっております。また、臭気測定器の活用方法につきましては、臭気の基準点を役場に置き、産業道路排水路には、臭気測定箇所を10か所程度設け、臭気測定器により計測したデータの集計を行いたいと考えております。

また、先ほど町長答弁にもありましたが、担当職員に千葉県が実施いたします悪臭測定技

術講習を受講させ、今後の悪臭対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。御回答ありがとうございました。

次に、2点目の排水路内の汚泥堆積について再質問いたします。

排水路内の汚泥堆積状況について、最大28cm程度堆積している箇所があると回答がありましたが、今後、どのような対応を考えておられるのでしょうか。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） お答えさせていただきます。

今後、臭気測定器の際に、併せて汚泥の蓄積状況を確認、また集計を行いまして、山武士木事務所への排水路しゅんせつ要望に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。御回答ありがとうございました。

ぜひとも導入した悪臭測定器を最大限活用し、データ集計を行っていただけるとのことですね。また、悪臭測定技術講習を受講され、今後の悪臭対策の検討をしていただける等を聞き、問題の解消に少しずつですが前進しているように感じました。本当にありがとうございます。

一日も早く、悪臭の解消のために一つ一つ着実に実行していけば、おのずと結果もついてくると思います。また、汚泥のしゅんせつについては、県も予算の関係などあると思いますが、毎年実施するよう、粘り強く要望のほどよろしく願いいたします。

続きまして、大項目3の事業系ごみの搬出について再質問いたします。

町は、事業者が事業系のごみを一般家庭ごみとして廃棄している事実を確認しているのでしょうか。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） それでは、お答えさせていただきます。

事業系のごみを一般家庭ごみとして出している事実を確認しているかということですが、こちらのほう、町としては確認しております。その際、事業系ごみと思われるごみにつきましては、町一般家庭ごみ収集運搬業者によりまして情報提供をしてもらうなど、連携して対応しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。御回答ありがとうございます。

それでは、再々質問いたします。

ただいま確認しているということですが、事業系のごみを一般ごみとして出している事案に対し、町としてはどのような対策を行っておりますか。また、今後、考えている対策などがあれば教えてください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

事業系ごみと思われるごみにつきましては、まず回収はせず、町一般家庭ごみ収集運搬業者をお願いしまして警告シールを貼り、持ち帰るよう指導を行っております。また、町広報紙によります注意喚起の記事を掲載しておりますが、今後の注意喚起の方法につきましては、より効果的な方法を検討してまいりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。木原課長、御回答ありがとうございました。

事業系ごみを一般家庭ごみで出すということは、本来、事業者が自己の責任において処理しなければならない事業系ごみの処理を、一般住民の税金で賄うということになります。このような矛盾が起きないように、町当局としても注意喚起だけでとどまらず、監視や情報の提供などを強化していただきたいと思います。

これからも、九十九里町の様々な問題解決に向け、町と議会が一丸となり問題解決に取り組みたいと思います。

それでは、令和7年第2回定例会の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時23分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、3番、松井由美子君。

（3番 松井由美子君 登壇）

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

議長のお許しをいただきましたので、令和7年6月定例会において質問させていただきます。

初めに、先日の町70周年記念式典では、大変な盛況で、素晴らしい式典となりました。当日は雨の中、職員の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

現在、本町におきましては、人口減少や高齢化に伴い、様々な課題に直面しております。多岐にわたる課題に対応するため、農業、漁業の振興、観光資源の活用、公共施設の維持、移住促進と定住支援、高齢者向けの医療、介護サービスの強化、教育、子育ての支援の充実など地域に合った多角的な施策が求められます。

これらの課題解決を目指し、町民の方々からいただいたお声と、九十九里町公明党の政策ビジョンである子育て支援、教育の充実したまちづくりや、生き生きと暮らせるまちづくりの観点から質問いたしますので、町長並びに関連課長の明快な答弁をお願いいたします。

1点目に、子育て支援の充実について伺います。

令和6年3月に実施した町第3期子ども・子育て支援計画書で、就学前の保護者のアンケート調査によると、子育ての情報や知識の入手方法について、「友人、知人」が91.4%と最も多く、次いで、「インターネット、SNS」が74.1%ですが、九十九里町子育てガイドブックの利用数は、僅か4.9%とかなり少ない結果が出ています。

子育て世代に正しい情報を提供するため、せっかく町で時間と労力を使って作成した、子育てガイドブックの活用促進を強化する必要があると考えますが、町ではどのような取組をしているのかお聞かせください。

次に、来庁時に授乳や搾乳ができる施設整備について伺います。

現在、千葉県内では、多くの自治体で授乳室が整備されています。近年、近隣では、東金市、大網白里市、山武市、横芝光町、長生村などで整備されていますが、本町におきましては、残念ながら授乳室の用意はありません。少子化対策、子育て支援が強く求められる現在、子育て世代の方々が安心して来庁できるような環境づくりとして、本町においても、授乳や

搾乳ができる施設整備を進めるべきと考えますが、町の見解を伺います。

続いて、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の現状について伺います。

学童保育の需要が増す中、地域によっては支援員が不足して、待機児童が発生したり、研修の時間が取れないなどの課題があると伺います。そこで、本町の学童保育の現状についてお聞かせください。

2点目に、交通弱者の今後の支援について伺います。

本年4月からタクシー利用券の助成が開始となりました。これは、高齢者の移動手段として大変有効な施策だと思います。町民からは、とても助かっている、ありがたいとお声も聞かれます。先日の全員協議会でも、4月末現在で、300人近い方が申請に来られていると伺いました。

しかし、その一方で、町外の通院に利用したいとお声もあります。かかりつけ医が町外にあつたり、本町にない耳鼻科や眼科に行くこともあるかと思えます。通院については、その方の健康に直接関わることであり、特に高齢者は体調が悪く、バスでは通院が困難な場合も考えられます。そこで、タクシー利用券の町外病院に対する利用範囲拡大について、町のお考えをお聞かせください。

3点目に、高齢者の健康寿命延伸のための取組について伺います。

先日、RSウイルスという聞き慣れない感染症について知る機会がありました。一般的な風邪のような症状で、発熱、せき、鼻水から始まり、乳幼児や高齢者では、呼吸器系の疾患や心疾患を持つ人は重症化のリスクが高いと言われていたようです。予防策としては、手洗い、消毒、マスクの着用が有効とされており、風邪や新型コロナ、インフルエンザと同様です。

しかし、大きく異なる点は、新型コロナやインフルエンザには治療薬がありますが、RSウイルスには治療薬がないことです。基本的には対症療法しかありません。近年、初夏から夏にかけて流行のピークを迎えると言われており、これからの時期は特に注意が必要です。そこで、RSウイルス感染症に対する周知などの取組をする必要があると思いますが、町のお考えをお聞かせください。

次に、先ほどRSウイルスには治療薬がないとお伝えしましたが、予防ワクチンはありません。高齢者が感染し、重症化して肺炎などを引き起こすリスクを未然に防ぐため、ワクチン接種は有効だとされています。しかしながら、接種費用は、2万円以上と高額なワクチンです。2年に1回の接種で効果が期待できますが、現段階では任意接種のため、費用は全額自

己負担です。そこで高齢者の健康寿命延伸のため、接種しやすい環境を整える施策として、費用の一部助成を推進すべきと考えますが、町のお考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て支援の充実についての御質問にお答えいたします。

1点目の町子育てガイドブックの活用促進についての御質問ですが、町では、妊娠から子育て期間に役立てていただくために、子育てガイドブックを作成しております。ガイドブックには、届出方法、予防接種、学校就学に関することや医療機関の情報を掲載しており、産後4か月に実施する乳児訪問時に配付しております。

しかしながら、子ども・子育て支援事業計画の作成に伴い、就学前児童の保護者におけるニーズ調査を令和6年3月に実施した結果、子育ての情報や知識の入手方法につきましては、子育てガイドブックから入手をしている保護者が4.9%であり、このガイドブックが子育て世帯に浸透していないことが分かりました。

今後は、配付時期を母子手帳交付時と出生届の提出時に変更し、中央公民館やつくも学遊館などの施設への掲示を実施してまいります。加えて、これまで以上に関係課の連携、協力を強化し、ガイドブックの見直しなど内容の充実を図るとともに、町ホームページやLINE町役場なども活用し、子育て世帯にとって必要な情報を分かりやすく提供し、ガイドブックの活用促進に努めてまいります。

2点目の来庁時に授乳や搾乳ができる施設整備についての御質問ですが、現在庁舎を含め、授乳や搾乳するための施設は整備されていない状況です。母子が産後に安心して来庁するために、授乳や搾乳ができる環境を整えることは大変重要なことでもありますので、来庁時に利用できる施設整備を検討してまいります。

3点目の放課後児童クラブ（学童保育）の現状についての御質問ですが、放課後児童クラブは、現在小学校に就学している児童を対象に、保護者が就労等により自宅にいない家庭の児童の健全育成を目的として、適切な遊びの場及び生活の場を与えるため、各小学校内で実施しており、申し込まれた方は全員お預かりしております。年齢や発達の状況が異なる子供たちに、安全な育成支援を行う必要があることから、各放課後児童クラブでは、2名以上の

放課後児童支援員を配置し、児童の自主性及び健全育成を図っているところでございます。

次に、交通弱者の今後の支援についての御質問にお答えいたします。

タクシー利用券の町外病院に対する利用範囲拡大についての御質問ですが、タクシー利用助成事業は、山武市の一部を除き、九十九里町内のみの運行となっております。現状、タクシーを利用して九十九里町外の病院に通院する際に、タクシー利用助成券を使いたいとの声があることは認識しております。

一方、本町においては、路線バスとタクシーが地域公共交通を支える両輪であり、それぞれが補い合う重要な存在です。したがって、本町の公共交通施策としては、路線バスを利用した移動を基本とし、路線バスでの移動が困難な町内の移動は、タクシーを御利用いただき、町外病院への通院はバス停までタクシーを利用し、路線バスに乗り継いでいただくことを想定しております。

この制度は、路線バスとタクシーの両方を御利用いただくことで、高齢者の外出機会を確保するとともに、住民生活に欠かせない公共交通を維持していくために実施するものでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、高齢者の健康寿命延伸のための取組についての御質問にお答えいたします。

1点目の高齢者RSウイルス感染症に関する取組についての御質問ですが、RSウイルス感染症につきましては、住民へ特段の周知はしておりませんでした。予防対策として、インフルエンザ等の感染症と同様の方法が有効であるため、広報、町ホームページとLINE町役場において、疾患の情報や予防について周知してまいります。

2点目のRSウイルスワクチン接種の助成についての御質問ですが、現在、RSウイルスワクチンは、予防接種法に基づく定期接種に含まれていないため、助成は行っておりません。町といたしましては、今後国の動向を注視してまいります。

以上で松井由美子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。浅岡町長、御答弁ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

先ほどの御答弁で、ガイドブックにつきまして、今後は配付の時期を産後4か月の訪問時から変更して、母子手帳交付時や出生届の提出時に配付をしていただけるとのこと、早速御検討、御対応いただきありがとうございます。また、ホームページやLINE町役場でも提供していただけるとのこと、ぜひよろしく願いいたします。

子育て世代に必要な情報を提供することは重要です。今までなかなか浸透してこなかったのは、産後に実施している乳児訪問で配付はしていたものの、恐らく、子育てで多忙なため、読もうと思っただけで、なかなか時間的に読めないで放置された結果ではないかと思われる。

冒頭にも申し上げましたが、子育て支援事業計画のアンケート結果で、子育て情報の入手は、家族、知人、友人、次いでインターネット、SNSという結果が出ています。決してSNSを否定するつもりはありませんが、懸念されるのは、それらが正しい情報ばかりではないということです。そのため、いち早く正確な情報を提供する必要があります。その手段としてLINE町役場の活用は大変有効だと思います。子育て世代は多忙でも、常にスマホを持ち歩き、活用していると思います。

そこで伺います。町公式LINEを活用して、早く簡単に情報が入手できるように努めていくとのことでしたが、具体的にはいつ頃を予定していますでしょうか。また、ガイドブックの見直しを検討されるということでしたが、これはいつ頃を予定しているのか伺います。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査結果で、子育て情報や知識の入手方法につきましては、インターネット、SNSからの情報入手している保護者が74.1%であり、デジタルを活用した情報提供が有効であることが分かりました。そのため、ホームページやLINE町役場などを活用して、個別の施策につきましては、素早く情報を提供してまいりたいと考えております。

また、子育てガイドブックにつきましては、令和8年度から、こども誰でも通園制度などの施策も始まる予定であることから、見直しが必要であると考えております。今後とも、子育てガイドブックの内容充実と子育て世帯にとって必要な情報を分かりやすく提供する施策について、検討してまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。課長、御答弁ありがとうございました。

先ほど御答弁で、個別の施策については、素早く情報提供していきたいとのことでした。ぜひデジタルの様々な活用方法を協議して、正確な情報発信をしていただきますようよろしく願いいたします。

子育てガイドブックについても、時期によってニーズや必要な情報も変化していきます。令和8年度から、こども家庭センターやこども誰でも通園制度の施策も始まるとのことですので、ぜひそれに合わせての見直しをお願いいたします。

次に、就学前の児童の保護者アンケートによると、子育てに関して、日頃、日常悩んでいること、気になることの質問に対し、子育て支援サービスの内容や申込みの方法が分からないが9.9%、どこに、誰に相談したらよいか分からないが8.6%、話し相手や相談相手がいないが4.9%でした。

そして、また小学生の保護者におきまして、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所の有無について、ひとり親家庭ですね。ひとり親家庭においては、そういった方はいない、そういった相談できる場所がないという回答が25%ということで、比較的高くなっております。最近の子育て世代の傾向としまして、相談の方法を対面のほかに、オンラインなどを希望する人も多いと言われております。

このような背景から、オンライン相談の場を充実させることも必要かと思えます。相談する人がいないという方が一人で悩みを抱え込んでしまわないように、現在町ではどのような取組をしているのか、また、今後どのような取組を考えているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えいたします。

現在の取組は、相談者の状況を把握し、支援していくために、複数人による対面相談を基本としております。社会福祉課といたしましても、相談しやすい環境整備が重要であると考えております。そのような状況の中で、インターネット環境の課題はございますが、オンラインなどによる相談環境は有効な手段と考えておりますので、相談しやすい環境整備について、調査研究してまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。ありがとうございました。

おっしゃるように、確かにインターネット環境の課題はあると思えますので、いつとは言い難いところもあるかと思えますが、やはり時代背景として必要になっているという部分を踏まえて、環境整備や調査研究を進めていただくよう、ぜひともよろしくをお願いいたします。

次に、授乳や搾乳ができる環境整備について再質問いたします。

先ほど、町長からも大変重要なことであると御答弁いただきました。冒頭でも申し上げた

とおり、近隣の東金市、大網白里市、山武市では、既に授乳室の用意があります。本町としても、早期に母子が安心して来庁できる環境を整えるべきだと思います。そこで、具体的にはどのように取組を進めていかれるのか伺います。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えいたします。

先ほどの町長答弁のとおり、母子が産後に安心して来庁するために、授乳や搾乳ができる環境を整えることは大変重要なことですので、来庁時に利用できる施設整備を検討してまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。ありがとうございました。

大変重要なことなので、来庁時に利用できる施設設備を検討してまいりますとの御答弁ですが、検討するところの言葉には、前向きな検討と後ろ向きな検討というのがあるかと思いますが、恐らく場所の問題や調整すべきことも多々あると思いますが、そういったことを含めても、私は前向きな検討だというふうに捉えております。

整備の方法にもいろいろあると思います。仮に、場所の問題であれば、会議や面談などで使用できないことが一時的にはあったとしても、常設ではないとしても、何らかの工夫により、授乳室の確保は可能だと思います。ぜひ整備に向けて進めていただきますようお願いいたします。

続きまして、学童保育の現状について再質問いたします。

学童保育の保育士は、体力と専門知識が必要で、多忙さに見合わないため、人材不足が問題になっていると言われております。本町においては、月曜から金曜まで、午前8時から午後7時までお子さんを預かっており、時間的に長いです。そこで伺います。

人材不足などで労働環境に無理があったりはしていないでしょうか。お聞かせください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えいたします。

現在お預かりしている児童数に応じて、放課後児童支援員を配置しております。現在は、2名以上の勤務体制でございますが、各クラブにおいて、指導員を4名以上の人員を確保しており、ローテーションを組んで業務を実施していることから、労働環境に無理があるとの認識はございません。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。ありがとうございました。

労働環境が問題になって、いろんな地域でそういったことがありますけれども、本町においては人員が十分に確保されていると聞き、安心いたしました。

続いて、今の問題と関連して再々質問ですけれども、例えば、インフルエンザがはやる時期などで支援員が突然欠勤しても、お子さんを安全に見守りできるような人員確保もできているかお伺いします。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鈴木浩之君。

○社会福祉課長（鈴木浩之君） お答えいたします。

令和5年10月から放課後児童クラブの事業運営を民間に委託しておりますので、ほかの自治体で勤務している指導員の派遣など人員につきましては、確保が可能な状況でございます。以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。分かりました。

子ども・子育て支援計画のアンケート調査で、町の子育て支援でよいと思うものの中で、学童保育と答えた方は38.3%で、認定こども園、子ども支援センターに続き3位となっています。今後とも安全・安心で、子供に寄り添った居場所の提供をお願いいたします。

それでは、子育て支援の充実についてまとめます。

今回は、第3期子ども・子育て支援計画の中から、町民の声や思いを拾い上げて質問いたしました。

認定こども園は、66.7%の保護者が「よい」と答えています。私も実際に、保護者の方からうれしいお声をいただきましたので、御紹介いたします。その方は、都心の出身です。町のこども園はどうかと聞いたところ、都心では保育園の対応が冷たく、上から目線、気に入らないならいつでもやめていいですよといったような態度だったとのこと。でも、九十九里町は対応が温かく、居心地がいいとおっしゃっていただきました。とても励みになります。今後とも、より一層充実した子育て支援の町を目指した対応をお願いいたします。

続きまして、タクシー利用券の町外病院に対する利用範囲拡大について、再質問いたします。

先ほどの答弁では、町外の病院へ行く場合は、路線バスの利用を想定しているとのことで

したが、病院への移手段の確保は、町民の生命や生活に直結し、これまでは近隣の方などから支援を受けて、何とか通院していた方も、支援をする側も高齢化となっていており、通院に関して不安を感じているというお声を聞きます。ましてや、九十九里町内には耳鼻科や眼科、皮膚科などありません。高齢になれば受診する機会も増えてくるものだと思います。

また、令和7年度予算では、タクシー利用助成に関するアンケートの予算が計上されていると思いますが、このアンケート結果を踏まえ、利用範囲を町外の病院に限り拡大することについて町のお考えをお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、タクシー利用助成に関しますアンケートに関する予算は、令和7年度当初予算に計上しておりますので、抽出とはなりますが、実際にタクシー利用助成を利用いただいている方だけでなく、利用されていない方に対してもアンケート調査を行うことを予定しております。

本アンケート調査では、タクシーの利用状況や要望などをお聞きする予定でございます。

先ほどの町長答弁でもありましたとおり、申請をお受けする際、町外の病院への通院に、タクシー利用助成を使いたいというお声を聞きすることもございます。タクシー利用助成の対象に、町外への通院を含めた場合、タクシー1台当たりの拘束時間が長くなりますので、利用したいときにタクシーが利用しづらくなる、また、路線バス事業へ影響を及ぼすことも考えられます。移動の機会の確保という大変重要な施策でありますとともに、町の重要な公共交通資源でありますタクシー、バス事業を持続するための施策でもありますので、御理解をくださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございます。

まだ4月に始まったばかりでもありますので、今後、アンケート調査などで町民の声を聞きながら、よりよい方向に進めていただきたいと思います。

この交通弱者の問題は、これまで多くの先輩議員の方々が質問してきたにもかかわらず、なかなか進展しませんでした。そのような中で、今回タクシー利用の町内全域化は前進したと評価できます。取組の周知もかなりされていると感じます。今のところ、私が聞いた中では、知らなかったという人はいませんでした。強いて言えば、1人がタクシー利用券を持つ

ていれば、乗り合いができるという部分は知らない方もいました。この点については、私もできる限り周知に努めてまいります。

高齢者の方々が御近所や友人と一緒に外出する機会をつくり、よいコミュニティが生まれれば、認知症予防等にもつながるのではないかと期待しております。しかしながら、今後はさらに高齢化が進み、交通弱者の問題はより深刻化していくと思います。私も微力ながら、外出支援ボランティアのお手伝いをしておりますが、先ほども言いましたが、支援する側が高齢化してきております。

そこでお伺いします。令和6年12月定例会課長の答弁の中で、地域に合った持続可能なサービスに取り組む必要があるとの答弁がありました。この点について、現在どのようなお考えがあるのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、高齢化が進みまして、本町での交通弱者へのサービスの必要性は、今後も高まるものと想定されます。

一方、公共交通サービスは、地理的条件や人口規模など地域の特性に合ったものが求められ、加えて一時的なものでなく、これからも継続して利用できるものでなければならないと考えてございます。町の公共交通の両輪でありますタクシー事業者、路線バス事業者の存続だけでなく、財源の問題も避けては通れません。

これらを踏まえまして、公共交通会議の場で協議しました結果、本町では、地域に合った持続可能なサービスとして、町全域でのタクシー利用助成制度を本年4月にスタートさせたところでございます。

これからも、社会情勢や公共交通事業者の状況、また、町の財政状況も刻々と変化することが想定されますので、その時々で利用可能な資源を組み合わせ、最善な公共交通サービスを提供できますよう、公共交通会議の場で議論を深めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。課長、御答弁ありがとうございました。

先ほどおっしゃっていた公共交通会議が年に二、三回開かれているというふうに伺っています。こちらで町民の声を聞きながら、その時々合ったよりよいサービスの提供をぜひよ

ろしくお願いいたします。

これと関連していることですが、今まで私がちょっと懸念をしていたことで、先日、全員協議会のときに、要は東千葉メディカルの送迎バスがありますけれども、こちらが定員8名ということで、果たして全部乗り切れているのか、そして、帰ってくるときのバスの時間も、本数も少なめでもありますので、果たして、その診療から検査から全部、会計まで終わって、しっかりと間に合っているのか、こういったことを大変懸念しておりましたところ、今朝ほど戸村課長から、健康福祉課長のほうから御報告がございまして、過去に乗り遅れたりですとか、乗り切れなかったりですとか、そういうことはなく、こういったことに関してのクレームもないということで、早速御報告をいただきました。この高齢者の交通に関して、一つその点でも安心することができました。大変ありがとうございます。

続きまして、RSウイルス感染症に対する取組について再質問いたします。

厚生省の資料によると、肺炎で亡くなる人の98%以上が65歳以上の高齢者で占めており、肺炎は65歳以上では死因の第4位となり、80歳以上では第3位に上昇する傾向がございまして。高齢化が進むにつれて、肺炎の影響が大きくなると言われております。本町において、町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画によると、65歳以上の高齢者は、令和8年で43.9%、令和12年になりますと、45.5%になると推計されております。およそ半分の方が高齢者となります。

そして、RSウイルスは、2021年以降、春から初夏に継続した増加が見られるというふうに言われており、これから夏ピークを迎える傾向にあるようで、特にこれからの時期に注意が必要です。そこで、昨日町ホームページを確認したところ、新着情報として、6月4日付で早速、RSウイルスについて周知をしていただいております。通告の時点で本当に迅速な対応をいただき、ありがとうございます。

そして、町公式LINEや広報につきましてなんですけれども、こちらはいつ頃を予定しているのかお伺いいたします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 周知の時期、このことについてお答えさせていただきます。

RSウイルス感染症、議員の御承知のとおり、近年では、夏に向けて流行が始まる傾向となっております。周知につきましては、ホームページは、今議員のほうからお話がありましたが、まずLINE町役場、こちらについては来週の掲載となり、広報につきましては、情報提供が大変遅れて申し訳ございませんが、8月号を予定しております。掲載につきまして

は、疾病の情報、また、注意喚起等について周知をしてまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。早速周知にどんどん取り組んでいただけてということで、感謝申し上げます。やはりほとんど知られていない感染症なので、まずは周知が大切だと思います。

続いて、RSウイルスにつきまして再々質問いたします。

もし、RSウイルスで入院した場合、インフルエンザでの入院と比べると、期間が長くなると言われております。基礎疾患が悪化するとの報告もあります。そのため、高齢者は長期入院となった場合、退院後も在宅介護や再入院、施設での介護が必要になってくる可能性が高くなります。結果的に、町民も町も医療費、介護費用の負担が大きくなります。

このワクチンはインフルエンザと違い、2年に一度で有効とのこと。例えばですけれども、偶数生まれと奇数生まれに分けて接種した方に、費用の一部を助成するなど検討されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

ワクチン接種については、今議員おっしゃるとおり、基礎疾患のある高齢者は重症化をし、介護につながるリスクも高いため、ワクチン接種することは医療費抑制等につながると、そういうことが重要であると私も認識はしております。高齢者の今ワクチンについては、一昨年令和5年9月に承認をされたものでありまして、現在、国においてワクチンの効果、また、安全性について議論がされているところでございます。町としまして、引き続き国の動向等を注視しながら、今は、まず注意喚起等により住民への健康維持増進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。ありがとうございます。

確かにおっしゃるように、RSウイルスワクチンについては、まだ助成につきましても、ごく一部の自治体でしか行われていないのが現状です。私の知る限りでは、北海道の一部と石川県の一部、そして、いずれも60歳以上への助成です。一方、千葉県内で申し上げますと、先進的に、いすみ市が今年4月から妊婦を対象に助成を開始しております。

今後はさらに研究が進み、データが蓄積されていくと思います。冒頭申し上げたとおり、特効薬がないところが怖いところで、本町では高齢化率も高いため、それも踏まえて、町でも助成を含めた十分な情報収集を今後ともよろしくお願いいたします。

以上で私からの質問を終わります。町長並びに関連課長、御答弁ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は1時55分といたします。

（午後 1時41分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時53分）

○議 長（中村義則君） 順次、発言を許します。

通告順により、11番、善塔道代君。

（11番 善塔道代君 登壇）

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。令和7年6月定例会において質問をさせていただきます。

能登半島地震の教訓などを踏まえ、災害対策基本法の改正が7月1日に全面施行となります。この改正に当たり重要になるのは、福祉的支援を担う人材の育成、確保に加え、災害対応に当たるマンパワーの不足を補う防災技術の高度化であります。地域行政での備えが進むよう力強く推進していきたいと思っております。

それでは、質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、災害対策についてお伺いいたします。

1点目に、企業・団体との災害協定について。

自然災害の大規模化、激甚化など町単独での対応には限界があると思っております。今後ますます、民間や近隣自治体を中心に、協力、連携関係が重要になってくると考えます。昨年3月定例会でも、企業・団体との災害協定について質問しましたが、その後の現状と現在までの協定数はどのくらいあるのか、また、どのような相手と締結しているのかお伺いいたします。

2点目に、ペット同行避難について。

2011年の東日本大震災では、多くのペットが家に取り残されたり、飼い主とはぐれ、放浪

する例が多数あり、問題になりました。この問題に対処するため、環境省は、ペットとの同行避難を推奨したマニュアルを策定し、人とペットの災害対策ガイドラインでは、自治体の役割が明記され、平常時から同行避難のための啓発など対策を講じるように促しております。

しかし、能登半島地震では、同行避難の普及啓発がほとんど進んでいないとの声が届いており、避難所への案内や受入れが不十分であることが指摘されています。実際、避難所でペットの受入れが拒否されたり、車中生活や傾いた家での在宅避難を選ぶ人々が出ている現状があります。そこで、本町のペット同行避難の受入れ体制を伺います。

3点目に、県の被災者支援システムの導入について。

被災者支援システムは、被災者台帳と住家被害認定調査、罹災証明書などの各種被災者証明支援の現状をデジタル技術で連携させ、生活再建に係る業務全体をシステムにより共有、管理するものであります。能登半島地震で石川県内では、この被災者支援システムが大きく貢献したことから、千葉県においても、県内市町村と協議会を設立し、協定の締結を進めています。

調べてみましたら、県内22の市町村と共同で協議会を設立し、千葉県とシステム導入の準備が整った18の市町村が協定を締結しており、令和7年度にシステムを導入することになっております。残りの4市町村は、令和7年度中に協定を締結する予定とのこと。そこで本町では、県の被災者支援システムの導入について、いかがお考えでしょうか。見解を伺います。

4点目に、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）について。

新総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムで、災害発生時に災害対応機関が被災状況等を早期に把握、推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像の把握を支援することを目的としています。新総合防災情報システムでは、これまで国の機関しか利用できなかった旧システムの操作性や扱うデータ量を大幅に強化し、地方自治体や指定公共機関も利用できるようになりました。

内閣府防災では、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステムに集約し、共有することが可能になることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォームを、令和7年12月までに構築完了することを目指しています。そこで本町として、この新総合防災情報システムの利用により、災害対応へどのような効果があるのかお伺いいたします。

2項目めに、スポーツの推進について伺います。

1点目のスケボーパークの設置について。

2020年東京オリンピックで正式種目として若い選手が活躍し、昨年のパリオリンピックでもメダルを獲得したスケートボードは、私たちに元気を与え、感動的でありました。比較的新しいジャンルであるストリートスポーツと称されるものでありますが、国内でも注目を集め、若者を中心に人気が高まっております。

また、2028ロサンゼルスオリンピックでも正式競技となり、今後も世界的に注目を浴びる競技となっております。このような背景から、競技人口も増えている中で、スポーツを楽しむことのできる環境づくりの一つとしてスケボーパークを設置することは、今後スポーツを推進する上で大変有効な手段であると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。見解を伺います。

2点目に、介護予防のための高齢者の「eスポーツ」について。

eスポーツは、エレクトロニック・スポーツの略で、一般的に電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を示す言葉であります。従来若者向けのイメージが強いところですが、60歳以上の方向けの趣味としても、徐々に人気を集めているものです。

eスポーツの認知症予防効果は、国内外を問わず、様々な教育、研究機関が公表しているデータで立証されています。eスポーツは、高齢者の孤立防止、仲間づくり、世代間交流に大きな効果を発揮します。eスポーツを活用した高齢者支援が身近なところで広がるように、地域の発展事業で支援していくべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。当局の見解を求めます。

3項目めに、子ども議会についてお伺いいたします。

1点目に、子ども議会（中学生議会）の再開について。

子ども議会の目的は、一つには、自分は地域社会の一員であることを認識できるためにも、中学生に議会の場を通じて質問するという、議会制民主主義について学んでもらう。2つ目には、日常生活における行政の仕組みや議会の役割を考えてもらうことで、社会科学習の一環となるとともに、大人への信頼関係を生み出す一つのチャンスであり、何よりもこうした場を通して、子供たちの希望や願いや要望を受け止めてあげられる環境づくりは大事なことであります。

本町では、平成29年度に開催していただいてから8年がたちました。私は改めて子ども議会を再開し、子供たちの斬新的なアイデアや素朴な疑問などを聞き、次代を担う子供たちとともにまちづくりを考える、そのような場の中で、限りない子供たちの未来性を期待しつつ、子ども議会を開催していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

2点目に、こどもまんなか社会は、子供の権利を最優先に考え、子供の意見を尊重し、子供の最善の利益を考慮する社会です。学校はこの社会を構成する重要な要素の一つであり、子供たちの主体性を尊重し、意見を聞き、意見を反映するような学校づくりが求められています。本町では、小学生が積極的に議論に参加できる仕組みについてどのように行われているのかお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

なお、スポーツの推進についての1点目、スケボーパークの設置についてと子ども議会についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の企業・団体との災害協定についての御質問ですが、町では、災害発生時に迅速かつ円滑な応急対応や支援活動を行うことを目的として、平成4年度に締結した県内の市町村、消防機関との相互応援協定を皮切りに、災害時の救援活動や応急生活物資の供給、緊急輸送、避難所や避難施設の利用など様々な災害協定を県内外の行政機関及び企業や団体と締結しております。これまでの災害協定77件のうち、企業・団体とは66件の協定を締結いたしました。今後も引き続き、災害時に必要な多様な支援体制を構築してまいります。

2点目の同行避難体制についての御質問ですが、災害発生時に飼い主がペットと一緒に避難所など安全な場所まで避難するいわゆる同行避難につきましては、ワクチン接種や寄生虫の駆除、最低限のしつけ、ペットの避難セットの準備等の注意事項を町ホームページ等により住民周知を図っております。また、災害対策マニュアルでは、施設管理者、区会、自主防災組織の代表者とともに、使用するスペースを指定するとしており、発災時には、避難所ごとの状況に合わせた適切な対応を行ってまいります。

3点目の県の被災者支援システムの導入についての御質問ですが、能登半島地震で石川県内の全市町村が導入していた被災者支援システムが、住家被害認定調査の業務効率化に大きく貢献したことから、千葉県は昨年度、同様のシステムを保有していない県内の22市町村と共同で、千葉県被災者支援システム運用協議会を設立しましたが、本町においては、東日本大震災を教訓として、平成24年度に国の補助金を活用し、同等機能を持つシステムを既に運

用しておりますので、県の被災者支援システムの導入につきましては、現時点では考えておりません。

4点目の新総合防災情報システム（SOBO-WE B）についての御質問ですが、内閣府が運用をする新総合防災情報システムは、災害が発生した際に、各省庁や民間企業が把握している多種多様な災害情報や対応状況を早期に共有し、把握、推計し、被害の全体像を把握する支援システムとして、本年度中に都道府県とのデータ連携が完了する見込みです。

それにより、町でも新総合防災情報システムにスムーズなアクセスが可能となり、災害時に迅速な対応を取るためのシステムとして期待しているところでございます。

次に、スポーツの推進についての御質問にお答えいたします。

2点目の介護予防のための高齢者の「eスポーツ」についての御質問ですが、eスポーツは、オンラインで幅広い年齢層と交流することのできる対戦型競技として人気が高いものです。町では、様々な介護予防の取組を実施しておりますが、eスポーツは高齢者のフレイル予防として、脳の活性化や社会的交流に役立つものと注目しております。

以上で善塔道代議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 善塔道代議員からの御質問のうち、私からはスポーツの推進についてと子ども議会についての御質問にお答えいたします。

初めに、スポーツの推進についての1点目のスケボーパークの設置についての御質問ですが、オリンピックを含め、各種世界大会などの開催を契機に、様々なスポーツに関心が集まる中、スポーツを楽しむことのできる環境づくりは、スポーツを推進する上で重要であると認識しております。

現在、スケートボードパークの設置について、協議、検討は行われておりませんが、本町では、海岸を活用したスポーツや気軽にスポーツに参加できる環境づくりを推進し、スポーツ活動の充実に取り組んでおるところでございます。今後も、誰もがスポーツに親しみ、参加できる環境、機会の充実に努めてまいります。

次に、子ども議会についての御質問にお答えいたします。

1点目の子ども議会（中学生議会）の再開についての御質問ですが、本町では、平成21年度と平成26年度に、そして、平成29年度とこれまで合計3回の中学生議会を開催いたしました。この中学生議会を通して、議会の仕組みや役割を学習し、地方自治の一端を体験できた

ことは、大変有意義な内容であったと認識しております。

また、教育委員会といたしましても、中学生議会を通じて、九十九里町の未来を担う子供たちが、地域の問題や将来について、どのように考えているのかを知るよい機会であると考えております。今後の再開につきましては、中学校や関係課局等との調整を図ってまいりたいと考えております。

2点目の小学生が積極的に議論に参加できる仕組みについての御質問ですが、小学校学習指導要領の総合的な学習の時間の目標に、実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理、分析して、まとめ、表現することができるようにするとあります。また、特別活動の目標には、集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために、話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにするとあります。他の授業においても、話し合い活動が活発に行われており、自分の考えを発表し、また、他の児童の発表を聞き、自らの考えを深める学習が日常的に行われております。

今後も話し合い活動を計画的に実施し、児童の意見交換を積極的に進めてまいります。

以上で善塔道代議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 町長並びに教育長、御答弁ありがとうございました。それでは、再質問いたします。

1項目めの災害対策の中の1点目、企業・団体との災害協定について。

町ホームページの災害協定を確認したところ、昨年度に2団体と協定を締結したようですが、災害時における動物救護活動に関する協定がありません。獣医師会等の災害協定はとても重要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

獣医師会、それから獣医師と町が災害協定を締結するということは、災害時における動物救護体制を強化し、被災動物や飼い主の支援、公衆衛生の維持に大きく寄与するものと理解してございます。これまで町では獣医師会等々との災害協定については、締結してございませんが、近年、室内での飼育が主流となり、ペットの家族化が顕著となってきている中で、災害時のペットの取扱いについても考える必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 必要があると認識しているところで終わってしまっていますが、本当に必要ですので、ここは本当に検討していただきたいと思います。

町では、様々な分野で事業者等々の災害時の協力協定を結んでいます。いざというときに協定に基づく隙間のない活動が、災害対応全体の中で有効に機能するのかが気になります。

災害時の協力協定が有効に機能するか、物資が届かないことのないように、改めて検証、確認をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議 長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 災害協定を締結している相手先でございますが、これは日頃から町とお付き合いがある方々が多く、中には防災訓練に参加をいただいている企業、それから団体の方々もございます。また、災害協定を効果的に機能させるためには、日常的なコミュニケーションと定期的な確認等々、担当者同士が顔の見える関係を築き、緊急時に迅速に連絡が取れる体制を整えることが必要であるものと考えてございます。

今後も災害発生時に必要な支援が受けられるように、日頃からの信頼関係の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 本町では、先ほど町長答弁の中にありました災害協定77件のうち、企業・団体とは66件の協定を締結したと言われていましたけれども、本当に今、課長から日頃から信頼関係をとられていますので、この77件のうちというか、全部ですよ、66件全部を含めて信頼関係を日頃から構築していただきたいと思います。

災害はいつ起こるか分かりません。避難生活を余儀なくされることを考えると、日頃の準備が必要となります。今後も災害時に必要な支援体制を構築していただきたいと思います。また、いざというときに物資が届かないことのないように、よろしく願いいたします。

それでは、次に、ペット同行避難体制について伺います。

ペットの災害対策については、一人一人が飼い主としての心構えを持って、ふだんから必要な備えをしておくことが重要です。しかし現実には、具体的にどんな準備をして、何をすればよいのか知らない飼い主もいると思います。町ホームページにより事前準備や注意事項について住民周知をしているとのことですが、できる限り他の周知方法でもお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議 長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 議員御指摘のとおり、ペットとの同行避難につきましては、避難所でのトラブルを最小限に抑えるために日頃からの備えが重要であるとの認識でございます。今後は、日頃から備えるべきことや避難所での注意事項等々、町が持つ様々な媒体を活用した情報の発信について、関係部局とも連携を取りながら検討をしておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。情報発信よろしく申し上げます。

全国的に、災害時にペットと同じ空間で過ごす同伴、同室避難ができないことで、避難をためらったという声が課題となっています。同伴、同室避難が可能な施設のある自治体では、避難所では飼い主と一緒にいたためか、ほとんどほえることなくペットも落ち着いていたという報告もあったそうです。

このように、ペットと飼い主は別の場所で過ごすという同行避難の認識は、少しずつ変化してきているように感じます。ペットは家族の一員です。同室避難所があることで守られる命がたくさんあります。そこで、同伴、同室避難所の開設について見解をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） お答えさせていただきます。

様々な人が集まり、共同生活をする避難所では、動物の苦手な方、アレルギーのある方などもいるために、周囲の方々に配慮をする必要がございます。そういったことから、町では、ペットと飼い主は同じ建物の室内に避難できる同伴避難、これではなくて、ペットと飼育場所と人の居住スペースを分ける同行避難を推奨してございます。

しかしながら、一方では、ペットと一緒に過ごしたい飼い主が、車中泊であるとか、壊れた自宅で避難生活を選ぶといったケースが被災地の各地で相次いでおり、対策が急務になっていると認識しているところでございます。

こういった中で、同伴避難を可としている自治体は、福岡市や北九州市などの6団体でございますので、これら先進の自治体の事例を参考にしながら、研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 確かに動物が苦手な方、アレルギーのある方もたくさんいらっしゃ

と思います。その人たちのためにも考える必要は、確かにあります。国や自治体が行う通常の災害支援に関しては整備されてきていますが、ペットと飼い主に対する支援体制の整備は、いまだ十分とは言えません。

しかしながら、これまでの災害では、地方獣医師会等が既に支援活動を開始し、また、ペットフードなどを扱う民間の企業は、災害時の市区町村からの物資支援要請に応えるために、支援システムを構築しています。また、多くのボランティアがペットの支援にも駆けつけます。平時から県の動物愛護管理部局と連携し、獣医師会や民間企業、動物愛護団体などと災害の協力体制を構築しておき、いざというときには、支援をしていただけるようにさらなる体制強化をお願いいたします。ですので、先ほど、戻りますけれども、企業・団体の協定の中の獣医師会との協定の関係も、ここに含まれているということを考えていただきたいと思っています。

それでは、次に、県の被災者支援システムの導入についての再質問です。

本町は、早々に同等機能を持つシステムを既に運用しているので、協議会に参加していない状況ですが、それでは、町ではどのように対応しているのかお答えください。

○議長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 現在の状況でございますが、国の補助事業を活用して、町が独自で導入をいたしました災害情報一元管理システムを平成24年度から運用してございます。

主な機能を申し上げますと、平時では、個別避難計画の策定や避難行動要支援者名簿の管理、また、災害時には、避難者支援名簿の作成、避難所管理や住家被害認定調査等と様々な情報を一元管理をし、活用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

内閣府では、自治体の被災者支援に関するシステム整備促進を目的として、クラウド型支援システムを構築し、令和4年度から地方公共団体情報システム機構が運用を開始しております。クラウド型被災者支援システム導入の効果としては、住基情報をベースとして、容易に被災者台帳の作成が可能となるほか、マイナンバーカードを活用して、罹災証明書や被災者生活再建支援金、災害弔慰金等のオンライン申請、自宅や遠隔地からの罹災証明書等の申請、全国のコンビニ等での受領が可能となります。また、平時においては、個別避難計画の作成機能等も備えております。

本町の災害情報一元化管理システムは、県の被災者支援システムと同じ機能を持つシステムのようなのですが、クラウド型ではないですね。遠隔操作やマイナンバーカードの活用などは、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） まず、協議会が導入するシステムでございますが、遠隔地からマイナンバーカード、つまりはマイナポータルを活用いたしまして、罹災証明書などのコンビニ交付機能が実装されているというふうに聞いてございます。これに対し、町が運用しているシステムでございますが、コンビニ交付には対応してございませんが、マイナポータルを活用しまして、遠隔地からの申請については可能でございます。

また、コンビニ交付をするためのデータ連携につきましては、必要性を精査した上で検討をしておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。マイナポータルを活用し、遠隔地などで罹災証明書の申請は可能ということですね。ありがとうございます。

県のホームページを見ますと、千葉県と共同で運用するシステムのほか、他の被災者支援システムを導入している自治体が2市ありました。九十九里町も他のシステムを導入しているのに掲載されていないので、今回質問をさせていただきました。どうしてなのかなとすごく思って、疑問に思いましたので、ここは話合いの中であつたのでまだいいですけども、本町は、独自の災害情報一元化管理システムはクラウドではないけれども、県の被災者支援システムと同じような機能があるということですので安心しました。よろしく願いします。

それでは、新総合防災システム（SOBO-WEB）について、町長答弁がありましたけれども、これは、今後、町の活用方法を教えてください。

○議長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 現在県では、県と町をつなぐ防災行政無線システムと新総合防災情報システム（SOBO-WEB）のデータ連携に向けまして、今年度の完成を目指してシステムの改修を進めていると聞いてございます。これにより町からの情報が県を経由して、SOBO-WEBに情報提供されることとなりますので、情報連携の早期の完成に向けて、県の状況に注視をしているところでございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

新総合防災情報システムの利用では、各地域の細やかな情報が書き込まれるけれども、個人情報等の扱いについてどのように整理しているのか伺います。

○議 長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 新総合防災システム（SOBO-WE B）では、大きく25項目の災害情報を地理空間情報としまして、災害対応関連機関が情報を共有することとなりますが、取り扱われる情報に原則個人情報は含まれておりません。なお、被害状況を把握するために撮影したドローンの映像であるとか、固定カメラが意図せず個人が写り込むことも想定されておりますが、この場合につきましては、内閣府が発出した防災分野における個人情報の取扱いに関する指針、これに基づいて適切に対応するものと考えてございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 課長、ありがとうございます。本当に国のことで、また、今年度、7年度12月からまたこれ行うということで、早々に質問させていただきましたけれども、詳しく答弁していただきまして、ありがとうございます。また、個人情報は含まれていないということでしたので、安心いたしました。

次に、2項目めのスポーツ推進のスケボーパークの設置について再質問いたします。

確かに、本町では、いろいろなスポーツ活動に取り組んでいると思いますが、また新しい取組も考えてみてはいかがでしょうか。スケートボードパークは、ふだん使用頻度の低い公共スペースを有効活用している自治体もあります。夏季以外使用していない野外のプール、また、既に使用していない野外プールを有効活用している地域もあります。本町では、小学校が統合になったら、空き施設の校庭やプールも活用できると思います。アイデア次第で一からつくらなくても、ルールをしっかり決めれば、スペースを確保できるものです。

今は、協議や検討はしていないとのことですが、今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。見解を求めます。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

新しいスポーツ活動への取組は、スポーツの普及、推進につながるものと認識しており、従来のスポーツに加え、年齢や体力に関係なく楽しめる種目や、近年注目をされているスポーツも取り入れることで、誰もが気軽に参加できる環境を整えてまいりたいと考えております。

今後もスポーツの推進に向け、スケートボードパークの設置も含め、様々なスポーツに目を向け、他の自治体の事例や、地域のニーズの把握など調査研究を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。調査研究という言葉は、あまりいい返事ではないということですよね。なかなか調査や研究をどのぐらいするのかといつも思っちゃいますけれども、検討していただきたいと思います。

茨城県境町は、BMXパークがあり有名です。放課後、BMX教室や希望する児童にBMX教室を開催しています。地域おこし協力隊がBMX担当者となり指導しており、子供たちも楽しんで参加しているようです。移住されている家族も増えています。境町がBMXなら、九十九里町はスケートボードと言われるくらい魅力のあるまちづくりで、若い人たちの移住・定住につながればいいと思います。

教育委員会事務局だけで考えるのではなく、全課でも考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、高齢者のeスポーツについて。

高齢者のeスポーツを何らかの形で取り入れてみる方法として、民間企業との連携や協力は考えられないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） 高齢者のeスポーツを導入している民間企業と自治体が連携し、実証実験など現在研究が進められているところです。町といたしましては、民間企業との連携について、研究結果などを参考にして今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 答弁ありがとうございます。

高齢者のためのeスポーツは、本当に今進んでいる自治体も多くあります。また、このスポーツ講座を開催し、会場周辺のシニアクラブの皆様方が多数参加した自治体もあります。高齢者の皆様方は、アカウントの設定で少し手間を取られながらも、ゲームを始められるようになれば、生き生きと楽しんでいたそうです。

eスポーツは、性別や年齢、体の障害の有無に関係なく、誰でもできるものとした上で、

人と人をつなぐコミュニケーションツールとしても大きな可能性がある」と強調し、介護予防のための講座を開催することはできないでしょうか。見解を伺います。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

eスポーツについては、議員おっしゃるとおり、年齢などにかかわらず、誰もが参加でき、高齢者がそれに取り組むことで新たな交流が生まれ、孤立予防や生きがい推進になるということは認識をしております。現在町では、介護予防教室の一つに、高齢者向けスマホ教室、こちらにおいては、スマートフォンの基礎、使い方から応用編、こちらは、生活に便利なアプリなどを紹介し、そこまでサポートをしております。

今後については、簡単に楽しめるゲームなどのアプリ、そして、操作方法も取り入れまして、また、本町のスマホ教室の一番の特徴でございます講師の補助を務める九十九里高校の生徒たちと、世代間交流の場としての活用も図ってまいりたいと考えております。

こうした介護予防教室等の効果の検証をしながら、eスポーツについては検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。eスポーツは本当に聞き慣れない言葉で、何だろうと思っている方もいらっしゃると思いますし、若い人たちが本当に多くやっているスポーツですけれども、高齢者にとっても介護予防になるということを私も調べてありましたので、今回質問をさせていただきました。

また、高齢者向けのスマホ教室を続けて実施していただいている、ありがとうございます。eスポーツは、高齢者にとって新しいレクリエーションや認知症予防のツールとして注目されています。eスポーツは高齢者の健康増進や社会参加を促進する可能性を秘めた新しいツールです。私の周りでは、スマホを持っている人が本当に多くいます。適切な導入方法とサポート体制があれば、高齢者にとって新たな喜びと生きがいをもたらすことができますので、よろしくお願いいたします。

次に、子ども議会についてですが、2004年から、この子ども議会について私は質問をしており、過去3回中学生議会を開催していただきました。過去の中学生議会では、子供目線で九十九里町のことを考えた素直な気持ちでの質問でした。未来を託す子供たちの自然な表現やユニークな発想は、町政発展への参考として生かされる点もあると考えます。

2016年に質問したときは、当時の局長から、3年に一度というような定期的な開催を検討したいと考えているとの答弁がありました。子供たちが議場へ臨むことによって、多くのことを経験し、思い出に残る機会になるのではないのでしょうか。次代を担う子供たちと一緒にまちづくりを考えていくことが大事だと思います。

今後、定期的に開催を進めることをどのように考えているのか再度答弁をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えさせていただきます。

子ども議会の開催については、学校や関係各課と来年度中の実施に向け、調整してまいりたいと考えております。その後の定期的な開催については、3年に一度を目安に開催する計画で協議、調整を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 前向きな答弁ありがとうございます。来年度中ということですので、期待したいと思います。また、前の答弁と同じように、3年に一度の定期的な開催を検討していただくということですので、調整していくということですので、よろしく願いいたします。

中学生議会の提案、主張は、子供たちの九十九里町政に寄せる期待と希望、熱い思いがあります。子ども議会が主催者教育につながると思いますので、定期的な開催をよろしく願いいたします。

次に、学校での取組、小学生が積極的に議論に参加できる仕組みを教えてください、学校での取組は分かりました。ありがとうございました。小学生もまちづくりについて考え、情報や意見を発信する制度として、中学生と小学生の代表の混合の子ども議会の開催をしている自治体もあります。今後、小学生にも参加できる子ども議会の開催について、いかがお考えでしょうか。見解を伺います。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えさせていただきます。

教育長答弁にもありましたように、各小学校では話し合い活動を積極的に行い、自分の考えを発表する機会を設けています。小学校で学んだことを表現する場として、小学生が中学生と一緒に子ども議会に参加することを各学校と協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。本当に、子供たちが積極的に自分の考えを発表する機会を設けているということですので、それを今度は外に、まちづくりに関係して生かしていただければいいかなと思います。

そのように、子供たちってすごい素直な心を持っているんで、その素直と子供目線ということが本当にいい質問にもなると思います。本当に何回か中学生議会をやったときに、私も傍聴させていただきました。本当に子供たちの質問は、本当に素直な気持ちで質問をしているので、本当に参考になり、かえって勉強になりました。

また、一番最初のときだったかな。傍聴には小学生の代表の子たちも傍聴に来ていまして、前にもお話をしたこともあると思うんですけども、傍聴席から、次は僕たちがやるのかなと、本当にその言葉が傍聴席から聞こえてきました。当時の教育委員会のほうも、すばらしいことですねと。子供たちの子供目線でまちづくりのことを考えているって、すごいことですねという教育委員会の人たちの話も傍聴席から話がありました。

そのような声も私も何度も聞いておりますので、やはり大変ですけども、学校のほうでも大変だと思いますけれども、まちづくりは、私たちだけがやるわけではなく、子供たちのことへの考えも生かしていただければと思います。また、自分が質問したことが少しでも実れば、その子供にとっては一生残るものであり、外へ出ていっても、このうちの九十九里町のことが残っていくのではないかなと私は思っております。

未来を託す子供たちの自然な表現やユニークな発想は、町政発展への参考として生かされる点もあります。次代の担い手にとって自分の意見を表明し、政策に反映できる経験は、希少であり、政治参加の意識を育む機会となるに違いありません。また、子供が社会の一員であることを認識し、町政等について情報や発信を表現する機会を提供するとともに、子供の意見を聞き、町政に反映されることを目的として実施されることを望みます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

6月6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時44分

令和7年第2回九十九里町議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月6日（金曜日）

令和7年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年6月6日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鎗 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	作 田 延 保 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	中 北 一 成 君	住 民 課 長	田 畑 総 子 君
健康福祉課長	戸 村 恵 子 君	社会福祉課長	鈴 木 浩 之 君
農林水産課長	川 島 常 嗣 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり課長	木 原 隆 行 君	会 計 管 理 者	古 川 紀 行 君
ガ ス 課 長	麻 生 雅 弘 君	教 育 委 員 会 長	鶴 岡 正 美 君
		事 務 局 長	

教育委員会 中 村 勝 君
事務局主幹

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 鍵 田 貴 賜 君 書 記 鈴 木 克 奈 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

- 議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 一般質問

- 議 長（中村義則君） 日程第1、6月5日に引き続き、一般質問を行います。
順次発言を許します。
通告順により、13番、高橋功君。

（13番 高橋 功君 登壇）

- 13番（高橋 功君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

昨日の新聞報道によれば、出生数が初の70万人割れ、出生率は1.15ということで過去最低を更新しております。少子化に歯止めがかからない状況であります。

そこで伺います。

大項目1、町の人口減少と少子化について。

①として、現在の状況に対する認識を伺います。

②として、今後どう対策を取られるか、お聞かせ願いたいと思います。

大項目2、婚活事業について。

①、どのように取り組んでおられるか。現在の状況ですね。

②として、今後の取組方針を伺います。

③として、20歳から54歳の独身男女の人数を伺います。

大項目3、県立東金青少年自然の家について。

これまで、豊かな自然を生かし、自然体験や宿泊体験の様々な体験プログラムを実践できる体験活動の拠点として、また青少年の教育施設として大きな役割を果たしてきたと考えています。この施設が閉鎖ということですが、その廃止時期、その後の利活用、本町への影響はどの程度あるのか、お伺いします。

大項目 4、小学校統合による既存施設の活用について。

①、既存小学校敷地の状況を伺います。

②、統合後の既存小学校空き施設活用はどのように考えておられるのか、お尋ねします。

以上、4項目8点です。再質問につきましては自席で行わせていただきます。

○議 長（中村義則君） 高橋功議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

それでは、高橋功議員の御質問にお答えいたします。

なお、県立東金青少年自然の家についてと、小学校統合による既存施設の活用についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

初めに、町の人口減少と少子化についての御質問にお答えいたします。

1点目の現状に対する認識はどの御質問ですが、本町の人口は平成9年の2万930人をピークに本年6月1日現在で1万3,812人となり、ピーク時から7,118人、率にして34%減少しております。

その主な原因は、転出が転入を上回ることによる社会減が続いており、特に若い子育て世帯の流出が目立ち、これに伴い出生数が減少する自然減が増えております。人口減少や少子化が地域や町政の運営に与える影響は非常に大きく、経済、生活、行政サービス、コミュニティなど多岐に及び、本町の存続に関わる重大な課題であると認識しており、改善を図るべく取組を推進しております。

2点目の今後の対策はどの御質問ですが、町では人口減少、少子化対策として、人々から選ばれる町となるよう、安心、安全なまちづくり、教育環境、子育て環境の充実したまちづくり、活気と活力のあるまちづくり、公共交通の充実したまちづくりに向けた取組を進めております。

人口ビジョンが示すとおり、本町の人口はこれからも減少が続くことが予想されておりますが、第5次九十九里町総合計画に掲げた各種施策を着実に実行するとともに、現在策定中の後期基本計画の中でも取組をより強く対策を進めてまいります。

次に、婚活事業についての御質問にお答えいたします。

1点目の現在の取組内容はどの御質問ですが、町が実施している婚活事業は、令和元年度から事業化したものの、令和元年度から3年度までは、新型コロナウイルス感染症の影響に

より中止となりました。

初開催となった令和4年度は、男性7人、女性3人、合計10人が参加し、うち2組のマッチングが成立。令和5年度は開催直前になりキャンセルが相次いだことから中止となりました。令和6年度は、これまでの軽食を取りながら会話を楽しむ形式とは少し趣向を変え、共同作業を行うワークショップを加え、リラックスできる空間をつくることにより親近感が得られ、交流が深まるような婚活パーティーを開催したところ、男性5人、女性6人、合計11人が参加し、うち1組のマッチングが成立いたしました。

アンケートにより、参加者の方からは好評の声をいただきましたので、令和7年度も同様の形式での開催を予定しております。

2点目の今後の取組方針はとの御質問ですが、結婚相手と知り合ったきっかけについて、令和6年にこども家庭庁が15歳から39歳の方を対象に調査を実施したところ、約4人に1人がマッチングアプリと回答し、次いで仕事の関係、学校との結果でした。

一方、都道府県等が実施しております結婚支援サービスと回答した方も一定数いるように、これまで本町が実施してまいりました婚活パーティーも、パートナーと出会う上で大変意義のあるものであると考えております。今後も引き続き参加者からのアンケートをフィードバックしながら、よりよい出会いの場の創出に取り組んでまいります。

3点目の20歳から54歳の独身男女の人数はとの御質問ですが、令和2年の国勢調査によりますと、20歳から54歳で離婚や死別で独身となった人を除く、いわゆる未婚の方の人数は、男性では総数2,376人のうち1,290人で54.3%、女性では総数2,149人のうち825人で38.4%となっております。

以上で、高橋功議員からの御質問に対する、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 高橋功議員からの御質問のうち、私からは県立東金青少年自然の家についてと、小学校統合による既存施設の活用についての御質問にお答えいたします。

初めに、県立東金青少年自然の家についての御質問にお答えいたします。

1点目の閉鎖という話を聞くがどうなのかとの御質問ですが、千葉県教育委員会では、県立青少年教育施設の再編構想において、県立東金青少年自然の家は令和7年度末をもって廃止することとされております。なお、今後の利活用につきましては協議中であると伺っております。

また、当該施設の廃止後、本町の社会教育事業への影響についてでございますが、現在では当該施設を活用した事業は少なくなっており、影響は僅かなものと考えております。

次に、小学校統合による既存施設の活用についての御質問にお答えいたします。

1点目の既存小学校敷地の状況はどの御質問ですが、各小学校の敷地につきましては、学校建設時において購入、賃貸もしくは御寄附いただき、学校用地として現在まで運用されてきております。

それぞれの学校の状況ですが、片貝小学校の敷地面積は約2万3,000㎡で、このうち1,563㎡が借地となっており、豊海小学校は約2万5,000㎡で、このうち7,781㎡が借地となっております。なお、九十九里小学校の敷地面積は約2万8,000㎡あり、全てが町の所有地で借地はございません。

2点目の統合後の既存小学校空き施設活用はどのように考えているのかとの御質問ですが、現時点において決定しておりません。今後は敷地内建物の運用のほか、借地の地権者とも十分に協議した上で教育委員会としての利活用を考えるとともに、九十九里町公共施設等マネジメント推進本部会議等において関係課等と連携し、町全体として有用な利活用の方法について検討してまいりたいと考えております。

以上で、高橋功議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

ただいま、町長、教育長の御答弁をいただきました。おおむね理解するところではございますが、ふだん私がちょっと考えておりますことをここで申し述べさせていただきます。

皆さん方にはそれこそ馬の耳に念仏、釈迦に説法かもしれませんが、第1次ベビーブーム、昭和22年から昭和24年、団塊の世代でして、このときには出生数が250万以上、多い年は269万、このようにあったと。出生率は5ぐらいあったと思います。これで、その団塊の世代の人が中学生になったときに、今はありませんけれども、東部中と南部中に分かれていましたが、東部中で9クラスまであったと記憶しております。9クラスということは、40人としても、およそ1,000人近い中学生がその頃は町にいたと。

その後、第2次ベビーブーム、これが昭和46年から昭和49年、このときにはまだ、それぞれ100万以上、209万人、多いときで。だからやはり相当の子どもがおられるということですね。

それで、昭和50年からこの少子化傾向が始まっています。そして現在に至っていると。今

年、6年の出生数が70万人を切って、68万幾らですか、相当の減少。ということは、町でもそれだけがぐんと減っている、年に30人平均ということでしょうか。

だけど、この少子化の要因として、町長答弁にはちょっと触れられていませんでしたけれども、晩婚化と未婚化、これが相当大きな要因ではないかと、私はこのように考えております。

町はこの晩婚化、未婚化についてどのように考えているかをお尋ねします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

晩婚化、未婚化の状況に対する認識ということで、お答えをさせていただきます。

国が行っております人口動態統計では、令和4年の全国の平均初婚年齢につきましては、夫が31.1歳、妻が29.7歳で、35年前の平成2年と比較をいたしますと、夫で2.7歳、妻で3.8歳、それぞれ遅くなっております。また、令和2年の国勢調査では、全国平均で男性の約4人に1人、女性の6人に1人が50歳まで一度も結婚経験がなく、こちらにつきましても、平成2年の国勢調査の数値、男性女性ともに約20人に1人から比較いたしますと、大幅に増加をしておる状況でございます。

一方で、こども家庭庁が令和6年に15歳から39歳の若者を対象に実施しました意識調査によりますと、未婚者のうち6割以上の方が結婚を望み、理想の結婚年齢につきましても25歳から29歳が最多。晩婚化、未婚化が進んでいる中におきましても、結婚を望む意識は一定程度あるというふうに思います。

全国的に晩婚化、未婚化が進行することによりまして、議員御指摘のとおり、出生数の減少や高齢化によります労働力人口の不足、また社会保障制度の維持など、社会全体への影響に加えまして、孤独、孤立感の高まりや経済的不安など、個人への影響も懸念されるところでございます。

先ほどの町長答弁にもありましたとおり、人口減少は本町におきましても地域や町政の運営に大きな影響を及ぼしますので、引き続き婚活事業を含め取組を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

ただいま課長に答弁をいただきました。まさに晩婚化、未婚化、これが大きな要因だと、

町としてもそういう考えでおられることに安心しました。

そこで、2点目の今後の取組ですけれども、やはりここでは晩婚化、未婚化に対する、何と言いましょうか、これを解消するんだという取組、これをもう少し広げるといふか、大きくして予算もつけてやっていただきたいという考えがあります。その点どうでしょう。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

本町で取り組んでおります婚活事業も含めまして、県が昨年度、こちら18歳から39歳の方を対象に実施をしました少子化に関する若い世代の意識調査の結果がございます。この中で、行政の婚活支援施策に対するイメージというものを聞いてございます。評価の高い項目としては、安心感がある、あるいは参加者にとってコストパフォーマンスが良いというようなプラスのイメージがあります一方で、マイナスのほうでは、結婚できる可能性が高そう、イベントの企画内容が充実している、自分も参加してみたい、こういう項目につきましてはイメージがあまり良くないというような状況でございます。

本町で行っております婚活事業につきましては、先ほど町長答弁でもありましたとおり、実施後にアンケート調査を行いまして内容のブラッシュアップを図っております。先ほど町長答弁にもありましたとおり、令和6年度におきましては、これまでの形式に加えて、より参加者が会話等が弾むような仕掛けとしてワークショップを加えるというような取組をしたところ、非常に御好評をいただきました。本町で行っております取組の内容のブラッシュアップについては、アンケート調査を含めまして今後も続けていきたいと思っております。

また、そのほかの点で、例えば結婚の相手の方にとどのようなことを求めるかという部分では、例えば同じ調査の中で、家事、育児に対する能力や姿勢、自分の仕事に対する理解と協力、こういったように男女共同参画の部分の期待、あるいは特に男性女性の中で女性のほうが相手にとって求める要件の中で非常に高いものに、相手の収入などの経済力という部分については女性のほうが36%も求めるものが高いというふうに出ております。

こういったことにつきましては、質の高い教育がやはり将来の所得に通じるというようなことがございますので、教育力、魅力的な教育を実施すると、こういったものが必要ではないかということで、一つは婚活事業というものも進めていきますが、結婚の機運を醸成するという部分におきましては、男女共同参画や教育の充実、様々な分野での取組を行うことで、地域として結婚に対する機運を醸成するという取組が必要だと思っております。

こういったことで、関連分野も含めまして、様々な取組の中で結婚に関する機運の醸成を

図ってまいりたいというふうに思いますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

2の婚活事業のほうと大分重なってきておりますので、2の①、現在の取組内容は伺いましたので、町長答弁にもございました。好評のようですので、これからも頑張ってくださいと思います。

ただ、人数が少ないということは、やはり年齢が何歳までというような形でやっておられるのかなと思います。ただ、町を見ますと、40代、50代、それも50代後半になってもまだ独りでおられると。これも一生懸命農業をやったり、うちの仕事をやったり、また会社勤めをしている人もいます。そういう人が今、大分目立つんですね。私が小、中、高校生ぐらいまでは隣近所、親戚等を見渡しても、30を超えて独りでいるという人はほとんどゼロに近かったと記憶しております。ところが、今は周りを見ると、あそこのうちのせがれはもう30を超えたか、もう40近いよというような、そういう話になっちゃっている。

やはりここは町とすれば、少子化対策の要因の一つの晩婚化、未婚化、結局晩婚が進めば未婚で終わっちゃうわけですから、何とかやっぱりその辺手を打っていかないと、町の将来はないと、私はこういうふうに思っています。課長、どう思いますか。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

本町の婚活事業につきましては、少子化対策として男女の出会いの場を創出することが目的であります。このため、対象の年齢を40歳代までとしてございます。一般的に40代を過ぎますと妊娠の確立が低くなると言われておりまして、不妊治療の保険適用も初めての治療開始時点の女性の年齢が43歳以下であるということが条件とされております。こういったことを踏まえまして、本町におきましては、先ほど申し上げましたように40歳代以下の方を対象としております。

議員御指摘のとおり、50歳代以降の方がパートナーと知り合うことにつきましては、孤独、孤立対策等としては大変意味のあることかというふうに思いますが、現在の婚活事業では、先ほどの少子化対策という観点から対象年齢の要件を決めているところでございます。

御指摘の点につきましては、今後の課題というふうに受け止めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

今、課長の答弁にもありましたので、理解はいたします。ただ、やはり今後進めていく上には、やはり二本立てくらいでやっていくことがいいかと思うんですね。若年層といいますか、20歳を過ぎて27、28ぐらいまでの対象、その後の対象、分けて婚活事業ができればいいかな。

それと、もう1点ですけれども、九十九里町に限らずよその市町もみんな同じ状況だと思うんです。ということで山武市、あるいは大網白里市、横芝光町、そういうところと連携をしてこの婚活事業を進めていく、そういう方法もあるんじゃないかと。

それともう一つは、何といいますか、外部委託。これは専門家といいますか、そういう婚活を専門にやっている会社があるわけですよ。そういうところに委託するという手もあるかと思えます。予算もかかることですが、やはりこれは重要なことですので、その辺でありますか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

まず、広域での実施ということについてお答えをいたします。

本県では、近隣では夷隅地域におきまして、県主催によります広域での婚活支援に取り組んでおられます。これを受けまして、昨年度山武地域振興事務所に対しまして本地域でも広域での婚活支援の実施を要望いたしましたが、残念ながら事業化には至ってございません。この広域での実施につきましては、今後本町で取り組んでおります婚活支援事業に参加いただいた方のアンケートの中で聞き取りを行いながら、引き続き対応を検討してまいりたいというふうに思います。

2点目の外部委託の関係でございます。議員御指摘のとおり当然のことに予算に影響する部分でもございますが、先ほどの県の実施しましたアンケートでもありましたとおり、行政が実施する婚活イベントに対するちょっと満足いかない点として、取組の内容があまり多様でないという部分がありますので、これにつきましては、ほかの自治体で取り組んでおります婚活事業の内容を確認し、またその外部委託の状況も確認して、費用対効果を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。どうぞ御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

今、課長のほうから大変力強い答弁をいただきました。今まで少子化対策というと、どうしても子育て支援のほうに重点がたって、国もそうですけれども、メディアなんかもそっちのほうで、結局財源とかどうするんだと、そういう話が多かったんですけれども、やはりこれからは子育て支援、大事ですけれども、婚活事業に十分力を入れてもらいたいと思います。

婚活のほうはこれで終わりにいたしまして、次に教育委員会のほうをちょっとお尋ねをいたします。

東金青少年自然の家、今年度末で閉鎖と、大きな影響はないという教育長の答弁がございました。私なんか若い頃は東金青年の家と、このように言っておりました。町の子ども会、健全育成会、青少年相談員、様々な団体が東金青年の家を活用して宿泊訓練、またはオリエンテーリング、東金の山の中を駆け巡った、そういう記憶も私はございます。数え切れないくらい、青年の家にはお世話になっておりますけれども、泊まってそして夜キャンプファイア、こういうこともやりました。大分前ですけれども、一宮には県立のキャンプ場もございました。そのキャンプ場にも大分子ども会等でお世話になった記憶がございます。これがなくなってしまうと。今後の利活用についてはまだ検討中ということでございますけれども、残念な気持ちは多いですね。教育長の答弁で納得はいたしました。

次に、学校施設の問題ですけれども、敷地の状況は分かりました。それから、借地、これも豊海小が大分多いということで、3分の1近くあるということで理解しました。この建物、つまり校舎と体育館、この耐用年数はあとのどのくらい残っているのかお伺いしたいと思います。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

学校施設の耐用年数ですが、鉄筋コンクリート造の法定の耐用年数は47年とされておりますが、当町の公共施設等総合管理計画においては、大規模改修工事等の対策を行うことにより、目標使用年数を80年と設定をしております。

現在の小学校施設につきましては、それぞれの建築年から、片貝小学校は校舎が47年、体育館で38年、豊海小学校は校舎が19年、体育館で34年、九十九里小学校は校舎が35年、体育館で28年を経過している状況でございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） ただいまの局長答弁で敷地の状況、また耐用年数、大体のところは了解しました。

それで、①と4の②、混ぜてといいますか、一緒にここまで来たら話をされると思うんですが、4の②のほうへ移ります。

先ほど東金青少年自然の家が今年度いっぱい閉鎖。そうすると、教育長答弁でまだ方針が、空き施設が固まっていないということですのでけれども、やはりここは今からいろいろな手を打つというか、考えておかなければいけない、このように考えます。

そこで、九十九里小学校については全部町の土地だということで、耐用年数もまだあると。そこで考えられるのは県立東金青少年自然の家のような形にして、九十九里小学校を残していけないか。先ほどもおっしゃられたように、まだ考えていないということは伺いましたので。ただ、あと5年しかないと見るか、まだ5年あると見るか、そのどっちかなんですけれども、やはりもう5年しかないというふうに捉えるべきだと私は思います。私の生き方はどうも幾らかいい加減で、まだ5年あるなど、そういうような、私自身は考えなんですけれども、行政の場合にはそんなことは言っていられないでしょうから、もう5年しかないということで、やはり九十九里小学校、何とかいい形で残せれば一番いいんじゃないかなと思っております。

片貝小学校については、前にもきつと議会で話があったかもしれませんが、将来の庁舎建設があった場合には、庁舎はそのまま使って片貝小に新庁舎を建設と、こういう形も取れるんじゃないかと、議員の中にもきつとそういうふうに思っている人は多いと思います。

そんなわけで、九十九里小学校の今後については、中でいろいろこれからもむわけでしょうけれども、選択肢の一つとしてそういうことも考えていただけたらありがたいなど、こう思っておりますが、局長何かありますか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鶴岡正美君。

○教育委員会事務局長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

統合後の空き施設の活用につきましては、先ほどの教育長答弁にもありましたとおり、今、議員のほうでおっしゃったとおり、現時点においてはまだ決定していない状況となっておりますが、施設等の状況等を踏まえ、教育施設としての活用をまずは検討するとともに、関係する各課と連携を図りながら他の行政施設としての活用や民間への利活用など、様々な可能性というものを検証しながら、検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

今の教育委員会事務局長答弁でおおむね理解するところであります。

ただ、何といたしましょうか、それこそこの3小学校の敷地を合わせると相当の面積になるわけですね。この面積をどういうふうにするか、総合的に3つを全体として考えたときに、町の施設として何か使うのか、それとも売ってしまうのか、それともどこかへ貸すのか、いろいろなことが考えられますけれども、町とすればいろいろなことを考えておかなければいけないと、私はこのように思っております。

今までいろいろ自分の意見を申し述べましたけれども、一つの参考として頭の隅に入れておいていただければありがたいと、このように思います。

以上で、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時25分といたします。

(午前10時10分)

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時23分)

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

(14番 谷川優子君 登壇)

○14番（谷川優子君） 谷川です。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和7年6月定例議会の一般質問を行います。

通告に従い、質問いたします。

まず、難聴者への町の支援についてお伺いします。

厚生労働省は2021年補聴器助成を行っている自治体の調査をし、難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用と、またその効果に関する研究を公表しました。当時、助成している自治体は36自治体で、65歳以上の聴力検査を行っている自治体は4自治体のみでした。

厚生労働省はその結果を受け、取組強化の検討が求められると提言をしました。また、同研究では19年実績で、補聴器が必要と判定されたのは65人、実際に補聴器を着装した人は7人でした。補聴器を使用された方はほぼ満足だと答えた結果が出ました。

補聴器をつければ生活の質が上がるのは確実ですが、購入価格が高くなかなか購入できませんでした。東京都港区では、補聴器相談医が補聴器の使用が必要と認めた60歳以上の住民に13万7,000円まで助成しています。住民税課税者にはその2分の1、制度を始めた22年の利用者は523人と、当初の見込みよりも220人も大きく上回りました。

初期には13万7,000円以内の補聴器で十分適用する人も多いので、自己負担なく買えることが申請の多さにつながったようです。住民からは、制度があったから購入できた、聞こえるようになり、集まりにも行けるようになったなどの声が寄せられたといいます。

2025年4月の調査では、補聴器助成の自治体、464自治体に今、広がっています。補聴器助成は必要だと思いますが、町長の見解をお伺いします。

大項目1の2、高齢者の難聴障害の実態調査についてお伺いいたします。

難聴による認知症の発症リスクが高くなることが報告されていますが、加齢性難聴の方の数や割合について把握はされていません。厚生労働省は2023年に難聴高齢者の早期発見、早期介入等に向けた関係者の連携が必要とされていました。難聴を含め加齢に伴う身体機能の低下に対応した支援が求められると思います。

加齢性難聴の実態調査は必要だと思いますが、町長の見解をお聞かせください。

大項目1の3、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用について、お伺いします。

保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の中に、25年度から新たに認知症総合の支援の一つとして、難聴高齢者の早期発見、早期介入等の取組の評価指標が入りました。要介護の改善や高齢者の社会参加などが目的とされ、難聴高齢者の早期対応や普及、啓蒙活動などに取り組んでいる自治体に対して交付金を充てられるとしています。

取組事例を見ますと、山形市では聴こえくつきり事業や介護予防、補聴器相談医の定期受診、データ分析など、総合的な事業に取り組んでいます。厚生労働省老健局の担当は、認知症総合支援の事業に取り組んでいる状況や介護予防という位置づけで専門的な対応や効果の分析などに交付金を活用されているというような事例も出されました。

また、補聴器購入だけではなく、定期的な補聴器の調整費用や、あるいは補聴器による社会参加率の調査費用にも使える交付金です。活用についてお伺いします。

項目2、介護保険事業の現状について、お伺いいたします。

介護職員の人材不足についてお伺いします。

介護保険制度が創設されて25年たちます。制度当初に比べると利用者は3倍以上に増えています。介護保険制度は3年ごとの事業計画によって改定されますが、この間政府が行ったのは給付を削り、住民負担増の制度改悪を繰り返してきました。介護福祉養成校はこの3年間で35校も減り、若い人の参入が急速に減少しています。2023年10月時点では介護職員数が212.6万人、前年度比に比べて2.8万人のマイナスと、減少に転じました。

政府は26年度の介護職員必要数は、240万人に対して25万人が不足すると推計しています。九十九里町の介護職員の人材不足について調査等はされているのでしょうか。

訪問介護報酬についてお伺いします。

平成29年度賃金構造基本統計調査によれば、全産業平均が36.6万円に対して、介護職員は27.4万円と9.2万円低く、年間110万円近い実態があります。介護報酬はこの20年間で3年ごとに6度の改定がされ、2009年の実績は3.0%のプラス改定を除けば、新規加算を算定し収益が上がっても、職員体制の強化の算定で新たなコストが増大し、収益改善につながらない構造となっています。

介護事業所の経営がコロナの影響もあり、2019年度の平均利益率は2.4%と過去最低となっています。財務省は介護報酬の引上げを否定しています。これでは介護事業所は成り立ちません。国の介護報酬の引上げを求めるべきではありませんか。

次に、需要と供給のバランスについてお伺いします。

九十九里町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画では、地域共生社会の実現を目指す2040年を展望し取り組む中長期的な視点が求められる計画と位置づけられています。施設介護サービス、地域密着型サービス、中でも居宅介護サービスは受給率72%の高さになっています。居宅介護サービスに求める要介護者が72%という高さになっていると。最後まで自宅で過ごしたいと願う要介護者が多いということだと思います。住民が求める介護保険計画策定ができているのか、お答えください。

次に、発足時の介護保険料と現在の保険料。

介護保険制度では、保険料50%、国負担交付金25%、都道府県12.5%、市町村が12.5%という財源構成になっています。介護職員の処遇改善あるいは介護報酬の増額、介護事業の継続支援などを行うために、国の負担割合を現在の25%から35%に増やすことを提案しています。そのために必要な財源は1.3兆円です。持続可能な介護保険制度を維持するために、国

への負担軽減を求めるべきではないでしょうか。

最後に、側溝の維持管理についてお伺いいたします。

人口減少や高齢化に伴い、側溝清掃が今、大きな負担となっています。側溝の蓋が重たくて持ち上げられない、こういった住民の声があるため、蓋の軽量化、あるいは負担軽減に積極的に取り組むべきではないでしょうか。軽いグレーチング蓋への部分的な入替えなど、側溝清掃における住民の負担軽減に向けた取組についてお伺いします。

再質問は自席で行います。

○議長（中村義則君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、難聴者への町の支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の補聴器の助成についてと、2点目の高齢者の難聴障害の実態調査については、一括してお答えいたします。

本町における補聴器購入の助成につきましては、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方と、18歳未満の聴力レベルが軽度、中程度で医師が装用を認めた方に対し助成を行っております。対象とならない方への補聴器購入の助成は実施しておりませんが、耳の聞こえに関する相談会を実施し、難聴予防に取り組んでおります。

高齢者の知覚障害実態調査につきましては、老人福祉法及び介護保険法に基づく高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の改正に向けたアンケート調査を行い、その中で耳の聞こえに関しての実態を把握してまいります。

3点目の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用についての御質問ですが、この交付金は介護保険制度において、保険者である市町村が国の定めた介護サービスの向上や効率的な運営に向けた取組を行い、その成果や努力に応じて国から交付される交付金であり、町ではこの交付金を一般介護予防事業や認知症総合支援事業などに活用しております。

難聴者への支援につきましては、今年度新たに難聴高齢者の早期発見や普及啓発が交付金の対象となる取組とされたことから、町といたしましてもこの取組を実施することで交付金の確保を図るとともに、その交付金を活用してさらなる取組の充実を推進してまいります。

次に、介護事業の現状についての御質問にお答えいたします。

1点目の介護職員の人材不足についての御質問ですが、全国的な問題として介護人材の不足が上げられている現状もございますが、町内の介護事業所に確認したところ、現在不足はしていないとのことでした。

2点目の訪問介護報酬についての御質問ですが、国の令和6年度の介護報酬改定では、訪問介護サービスの基本報酬は引き下げられた一方で、介護職員等処遇改善加算において加算率を高く設定しており、報酬全体ではプラス改定が行われました。

町内の訪問介護事業所に確認したところ、現時点で影響が出ているとの情報は伺っておりません。

3点目の需要と供給のバランスについての御質問ですが、近年要介護認定者が増えていることから、介護サービスの需要増加が見込まれますが、現在利用者が介護サービスを受けられないとの報告は寄せられておりませんが、そのような相談がありましたら真摯に対応してまいります。

4点目の発足時の介護保険料と現在の保険料との御質問ですが、25年前の介護保険制度創設当時の介護保険料基準月額は、全国平均より617円低い2,294円であり、現在は725円安い5,500円となっております。

次に、側溝の維持管理についての御質問にお答えいたします。

高齢化に伴う側溝の汚泥清掃への支援についての御質問ですが、高齢化に伴い力仕事が多い状況にありますが、現在、町内の側溝清掃などの日常管理につきましては自治区など地域の方々に御協力をいただき、発生した汚泥につきましては町が回収と処分を行っております。

側溝の維持管理につきましては、これからさらに高齢化社会に向かう中で、非常に難しい問題となっていくことと思われますので、今後の重要な課題として検討してまいりたいと考えております。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

再質問をさせていただきます。

まず、補聴器助成について再質問をいたします。

令和8年には高齢化率43.9%と予測されています。それは令和6年に策定した九十九里町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の中ではそのようになっていました。その中

で、現在第9期介護保険事業計画の中では、先ほど町長もおっしゃったように、補聴器助成については触れていませんでした。第10期介護保険事業計画では具体的にどのように計画の中で触れられるのか、まずお答えください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

町長答弁でもございましたとおり、今年度、次期の計画策定に向けたアンケート調査を実施し、その中で耳の聞こえに関する実態を把握いたしまして、総合的な高齢者支援の方策を取りまとめ、具体化をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

ぜひ、10期計画の中では具体的に難聴問題に取り組んでいただきたいと思います。

では次に、難聴者の実態調査について再質問をさせていただきます。

健康診断の案内の中に、難聴のセルフチェックリストなど同封することで、御自分の耳の聞こえの自覚や難聴者の実態を把握できると思うんですけれども、それはどうでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

聞こえについてのチェックリストの同封に関しましては、チェックリストによる把握した情報をどのように活用し、早期発見、治療につなげるためのフォロー体制の整備が必要になるなど、課題がございます。

今年度につきましては、広報紙を活用いたしまして、難聴に関する正しい知識や情報、またこのチェックリスト全部を載せることはちょっと難しいこともありますので、聞こえのチェック項目何点かを周知しまして、予防と早期発見に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用について、再質問をさせていただきます。

山形市では、聴こえくつきり事業に取り組んだ介護予防教室や、補聴器相談医への定期受診、あるいはデータ分析などの総合事業にこのお金を活用されているようです。

九十九里町では、難聴者対策事業にこの交付金がどのように使われたのか、使われなかつ

たのか、お答えください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

町長答弁にもございましたとおり、町ではこの交付金を一般介護予防事業、また認知症総合支援事業、地域包括支援センター事業などに活用しております。

難聴支援については、今年度、町地域包括支援センター事業といたしまして薬局出張よろず相談会、こちらにおいて専門家による聞こえと補聴器の相談会を実施しております。この事業については、介護保険保険者努力支援交付金を活用しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） この交付金について、再々質問をさせていただきます。

いろいろな介護だとか補聴器、難聴に関して使ってくださいという交付金だと思うんです。補聴器購入支援金に関して調べると、補聴器購入時だけではなくて定期的な調整費用や補聴器による社会参加率の調査費用にも使える、比較的広く使える交付金のように思いますが、九十九里町ではほかの事業には使っていないんでしょうけれども、やはりこの難聴に対しての住民の声が、あるいは国民の声が、国で何とかしてほしいという声が大きくなって、そして国もこういう交付金を私は創設したと思うんです。だから、やっぱり今、これだけ九十九里町も難聴者がたくさんいるわけで、せめてそのお金で実態調査や何かはやっていただきたいと思うんです。

第10期計画の中でやるということなんだろうけれども、この計画は3年に1回の計画ですよね。そうじゃなくて、やっぱり難聴に関しての調査というのは3年に1回じゃなくて1年に1回ぐらいは住民の実態を知るためにやるべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

交付金につきましては、高齢者の自立支援や介護予防事業の取組の中で、事業の充実と効果的な実施によりまして財源の確保を図っておるところでございます。

高齢者の耳の聞こえに関する事業に関しましては、今年度実施するアンケート調査において町の実態、こちらのほうを的確に捉えまして、高齢者支援の方策を検討する中で課題に即した支援を実施し、より効果的な交付金の活用を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次に、項目2の九十九里町介護保険事業について、再質問をいたします。

介護職員の人材不足について、先ほど町長はそういうのは聞いていないということでしたが、実際私、介護事業所に聞き取りに行きました。特に、特養の入所希望者44人の待機者がいることが分かりました。介護報酬の加算で処遇改善も図ってきたけれども、人材の流出は避けられない、大変深刻な状況をお聞きしてまいりました。

厚労省調査の資料でも、特に訪問介護事業所の約4割が2022年度以降3年連続で今、赤字経営になっているということが明らかになっています。介護事業所への聞き取りをぜひお願いしたいと思います。

やはり人材不足だけでなく、今、物価高騰による訪問車両のガソリン代、あるいは食材費等の高騰も大変影響が大きいという話でした。職員のまた高齢化、人材募集をかけてもなかなか応募がないなど、実際声を聞くと、そのような声が聞かれています。今、各事業所で大変な努力をしてこの維持しているということが、お話を聞いていて私も分かりました。

介護事業はやはり3年ごとの改定になっていますけれども、やっぱり実態調査と職員の処遇改善というんですか、国でいう処遇改善をするにはいろいろなクリアをしなければいけない基準があって、そのクリアをするにはまず職員が必要だと。だから、この処遇改善を実際にできるということで、働く人がいなければ処遇改善もできないという、こういう全く矛盾の中にいるということが分かったんですけれども、やはりそういった介護事業所への聞き取り、あるいは調査というのはきちんとつかんでおくべきだと思うんです。

九十九里町も、今のところ事業所さんの努力で撤退する事業所さんはいないかもしれませんが、しかし、事業所が撤退したら九十九里町の高齢者、介護にお世話になっている、そういう人たちの行き場がなくなってしまうと、そういう状態になりかねないので、ぜひ1年に1回は状況がどういうふうになっているのかを実態調査をしてほしいと思うんですけれども、どうでしょう。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護等の基本報酬が引下げとなったことから、町といたしましても今後の事業所運営に及ぼす影響について懸念しているところでございます。

国は訪問介護の処遇改善加算に対して、全てのサービスで最も高い加算率を設定しており、事業所が新たに加算を取得することで、報酬全体では増収となると示されております。

介護報酬に関しましては、国において決定されるものであることから、町といたしましては介護サービス事業所等と連携を密に、安定的な介護サービスの提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次に、訪問介護報酬について質問をいたします。

介護職員と全産業平均との賃金格差は昨年、月8.3万円、前年度6.9万円に差が拡大しました。介護職員と、また全産業平均との賃金格差は昨年、月8万3,000円、前年度6.9万円でしたが、差が拡大されました。

2024年4月に基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業所の倒産が今、大変深刻化しています。令和7年1月から介護保険事業所の経営情報の集積を国が分析を行ったと思いますが、その分析結果も参考にして事業所の実態把握をやはりする必要があると思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

国のほうで令和6年度から、原則として全ての介護サービス事業所は都道府県に経営状況を報告することが義務づけられました。これによりまして、介護事業所の実態把握や経営分析を国が行うということから、町としましては同様の実態調査を実施する予定はございません。

今後も引き続き事業所の運営会議やケアマネ会議等を通じまして、各事業所の状況を町として把握するとともに、連携強化のほうを図ってまいりたいと考えております。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やはり、一番大事な需要と供給のバランスが今後どうなるのかと、介護保険に対して。やっぱりいろいろ調べますと、高齢者福祉計画第9期事業の中身を見ますと、九十九里町の将来人口の推計は、令和8年には1万3,066人と推定されています。

高齢化が進んで介護給付費が増加し、また介護人材も今後不足していくと思うんですね。また、その改定のたびに今、介護保険料が上がって、なかなかまた状況の中でサービスが受けづらくなっています。ぜひこの令和12年の高齢化率45.5%、22年には51.9%と推計されて

おります。

また、この需要と供給というのは、介護が必要な人が必要に受けられるような状態にしておかなければいけないと。その需要と供給だけじゃなくて、数だけではなくて、きちっと必要な人が必要な介護保険が受けられるような、そういった介護の確保が必要だと思います。そのためには、やはり国へのいろいろな要望、それから介護者の実態というのを常につかんでいただきたいと思いますけれども、どうでしょう。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、戸村恵子君。

○健康福祉課長（戸村恵子君） お答えいたします。

高齢者の増加による介護サービスの需要の増大、また少子高齢化による労働人口の減少による働き手不足により需要と供給の均衡を保つことは、介護保険事業を運営する町といたしましても非常に重要であると認識しております。

今後は、介護サービス需要の見込みをサービス提供事業者等と共有しながらサービス基盤の整備に努めてまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 最後に、発足時の介護保険料と現在の介護保険料、保険料が倍上がっていますよね、介護保険料が。ですから、やっぱり介護保険料が払えないと介護が受けられないと、今そういう状況になっているので、それに対しては再質問はしませんけれども、十分に気をつけて対応してください。

最後に、側溝の維持管理について、お伺いいたします。

先ほど言ったように、人口減少や高齢化に伴って、側溝の掃除が大きな住民にとって負担になっていると。それに対して町として具体的な高齢化、あるいはそういったものに対して対応するような計画があったら、お答えください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、木原隆行君。

○まちづくり課長（木原隆行君） ただいまの御質問にお答えいたします。

人口減少や高齢化に伴い、側溝コンクリート蓋に比べ重量の軽いグレーチング蓋の設置枚数を増やしてはとの御質問だと思いますが、議員のおっしゃるとおり、コンクリート蓋に比べましてグレーチング蓋のほうは重量が軽く、側溝清掃を行いやすいことが考えられます。

先ほど町長答弁でもありましたとおり、これからさらに高齢化社会に向かう中で今後の重要な課題でございますので、議員からの貴重な御意見を含めまして、今後検討してまいりたい

いと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時03分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時59分）

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、鎌田貴俊君。

（7番 鎌田貴俊君 登壇）

○7番（鎌田貴俊君） 7番、鎌田です。

議長の御承認をいただきましたので、令和7年第2回定例会における一般質問を行います。

本日3人目、最後の一般質問になりますので、もう少しお付き合いください。

さて、先月は町制施行70周年記念式典に参列させていただきました。行政及び関係者の皆様には準備等大変お疲れさまでした。昭和30年、2町1村の一部が合併して九十九里町としてスタートしたのは、私が4歳のときでした。それ以降、社会や経済が著しく変遷する中、私たちが今日まで暮らしてこれたのも、数多くの先人の尽力のたまものであるということに思いをはせながら、感慨深いものがありました。まさに昨今の厳しい環境の中にあっても、これから九十九里町が波に乗って新たなスタートをしていくという予感を感じた式典でありました。

そのような中、今年度予算に目を向けると、新たに開始する事業が幾つかあります。そこで今回は、それらの中からピックアップして質問させていただくこととしました。

それでは、まず最初に「地域おこし協力隊」制度導入についてから伺います。

先月の新聞記事で総務省は、過疎地などに移住して地域活性化を担う地域おこし協力隊の隊員数が、前年度全国で7,910人となり、過去最高を更新したと発表しました。さらに、来年度までに隊員を1万人まで増やす目標を掲げる一方、PRを強化して成り手の掘り起こしを進めるほか、サポート体制も充実させるとのことです。

そこで、お伺いします。

まず、本町における制度導入の趣旨及び隊員の募集等、今後のスケジュールについてお聞かせください。

また、同じく総務省の地域おこし協力隊推進要綱によると、隊員の活動内容は地域行事やイベントの応援、農林水産業従事、通院、買物サポートなどの住民の生活支援、さらにはスポーツ文化に関する活動など、実に多岐にわたっております。

そこで、伺います。

ただいま述べたように、協力隊の活動は広範囲になりますが、本町ではどのような活動を予定しているのか、お聞かせください。

一方、国も地域活性化と移住促進支援の観点から、積極的な財政支援を行うとしております。

そこで、大項目1つ目の最後の質問として、制度導入に係る経費等については、冒頭にも触れましたとおり、今年度予算の中に既に計上済みですが、国による助成及び町のサポート体制について、少し詳しくお聞かせください。

次に、大項目の2つ目、タクシー利用助成事業についてお伺いします。

これまで、公共交通等の利用が困難な高齢者対策として、地域を限定したタクシー利用助成の実証実験が行われてきました。また、その過程においては、デマンド交通の導入策なども議論の俎上になっておりました。そのような中、今年度より新たな移動手段の確保対策として、タクシー利用助成事業を選択した背景についてお聞かせください。

一方、本事業については、対象を高齢者や運転免許証の自主返納者とするほか、運行範囲は原則町内限定という要件以外には比較的自由に助成券を使えるという点において、利用者にとってメリットは大きいと考えられます。

そこで、お伺いします。

事業のメリットは大きいですが、助成額については年間を通じての利用に限界があるのではと考えますが、御意見をお聞かせください。

次に、大項目2の最後の質問として、本事業を今後も永続的な事業として位置づけていくのかどうかについて、見解をお聞かせください。

次に、大項目の最後、真亀川総合公園内レストラン棟の今後の対応について伺います。

なお、質問に当たり、真亀川総合公園内レストラン棟の表現は、以後再質問を含め、レストラン棟という呼称を使わせていただきますので、御了承ください。

御存じのとおり、令和6年第1回定例会において、貸付候補者に係る議案が議会において

否決され、今日に至っております。しかしながら、最近当該施設を近くで見ますと、屋根の一部が変色しているほか、素人目にも明らかに傷みが表面化しているように見受けられます。そこで、伺います。

公共施設等総合管理計画の施策推進の観点から、点検、診断等による現況の判定はどのようなになっているのか、お聞かせください。

また次に、施設の維持管理または長寿命化に資するため、再度の公募は検討できないのかどうかに関して、見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 鏑田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、鏑田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、「地域おこし協力隊」制度導入についての御質問にお答えいたします。

1点目の制度導入の趣旨及び隊員の募集等今後のスケジュールはどの御質問ですが、地域おこし協力隊制度は、人口減少や高齢化の進行が著しい地方におきまして、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域の資源や特性を生かした地域協力活動を行うものとして、国が制度化したものでございます。

本町におけるこの制度導入の趣旨は、町の活性化のため外部人材を呼び込み、地域に新しい視点や活力をもたらすことを期待するものでございます。また、協力隊の募集スケジュールにつきましては、8月に募集を開始し、9月に選考を行い、適任者がいた場合は、10月を目途に活動の開始を予定しております。

2点目の協力隊の活動は広範囲にわたるが、本町ではどのような活動を予定しているのかとの御質問ですが、地域おこし協力隊の活動は地域のニーズに応じて非常に多岐にわたります。本町では、地域の活性化を目的とする様々な分野での活動を期待しておりますが、本年度募集を行う隊員につきましては、地場産品の開発やブランド化など地場産業の育成に従事していただく方、観光資源を生かした観光振興に従事していただく方、情報発信の強化に従事していただく方の3名の採用を予定しております。

3点目の制度導入に係る経費等は予算計上済みであるが、国の助成及び町のサポート体制はどの御質問ですが、議員御承知のとおり、令和7年度当初予算におきまして、協力隊の報酬、活動や募集に係る経費は予算計上済みであり、これらの経費は全額国の特別交付税にお

いて措置されます。

また、協力隊のサポート、いわゆる伴走支援は、任期中の円滑な活動を支援することはもちろんのこと、隊員の任期終了後の定住や地域で引き続き活動していく上で大きなポイントとなります。このサポートに係る経費も国の特別交付税で措置されますので、協力隊採用のめどがつかましたら、専門的知識、ノウハウのある業者にサポート業務を委託するため、補正予算により対応させていただき、町職員と共にサポートする体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、タクシー利用助成事業についての御質問にお答えいたします。

1点目の新たな移動手段の確保対策として、本事業を選択した背景はどの御質問ですが、本町では高齢化が進行する中で、移動が困難な高齢者のニーズに合わせた移動手段の確保が課題でした。

そこで、新たな移動手段の確保対策を検討した結果、利用者の利便性やコスト面、本町の公共交通の両輪である路線バスとの共存などの諸条件や、ドア・ツー・ドアの移動が可能なこと、また自分の都合のよい時間に移動できることや、買物など重い荷物があるときに便利であることなどから、タクシー利用助成の実証実験を一部の地域で開始し、その後のアンケート調査におきまして、タクシー利用助成制度は交通弱者対策として効果があるとの評価をいただきました。

これを踏まえ、本町では新たな移動手段の確保対策として、タクシー利用助成事業を本年4月より町全域を対象にスタートをさせております。

2点目の事業のメリットは大きいですが、助成額について年間を通じての利用には限界があるのではどの御質問ですが、このタクシー利用助成事業はタクシーを利用した際にかかる費用の一部を助成するもので、助成額はタクシーを利用する際の初乗り運賃500円、往復で1,000円を月2回程度、年間2万4,000円としたもので、年間を通じて御利用いただけます。

町では、窓口で申請をお受けする際に利用案内を配付し、御家族や御友人との乗合利用などのタクシー利用助成制度の上手な利用方法を御案内しております。

3点目の今後も永続的な事業と位置づけるのかとの御質問ですが、社会情勢を踏まえると、ますます公共交通の重要性が増してきております。本事業を永続的なものとするかにつきましては、毎年実施するアンケートの調査結果を基にし、利用状況や費用対効果を踏まえ、より効果的な事業内容となるよう検討しながら実施してまいります。

次に、真亀川総合公園内レストラン棟の今後の対応についての御質問にお答えいたします。

1点目の「公共施設等総合管理計画」施策推進の観点から点検・診断等による現況の判定はどうかとの御質問ですが、九十九里町公共施設等総合管理計画は、今後老朽化が見込まれる施設の改修や維持管理を効率的に進め、経費の削減、平準化を図ることを目的とし、この総合計画に基づき、公共施設ごとの個別施設計画を策定し、具体的な対策を進めることとしております。

真亀川総合公園内レストラン棟における個別施設計画では、専門業者による構造躯体の点検、診断は令和9年度に実施する計画としており、現在は目視により損傷等の把握をしているところでございます。竣工から25年が経過していること、また平成27年度から空き公共施設となっていることから、屋根の排煙窓から雨漏りが発生するなど、施設の老朽化により一部修繕が必要な状況でございます。

2点目の施設の維持管理または長寿命化のため、再度の公募は検討できないかとの御質問ですが、真亀川総合公園内レストラン棟は真亀川総合公園の便益施設として整備されたものであり、レストラン棟を活用することは、公園利用者の利便性の増進につながると考えております。また、総合管理計画に掲げた町有財産である公共施設の長期的な有効活用を実現するためにも、当該施設の活用は必要なことであるとと考えております。

これらのことから、現在これまでの公募の結果等を踏まえ、募集要項の見直しを進めており、令和7年度中を目途にレストラン棟経営事業者を募集する予定でございます。

以上で、鏝田貴俊議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 7番、鏝田貴俊君。

○7番（鏝田貴俊君） 7番、鏝田です。

町長より詳細な御答弁ありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた答弁に関連して、再質問させていただきます。

それではまず、地域おこし協力隊の募集に関連してお聞きします。

隊員の募集に当たっては、千葉県のみならず、県外からの応募にも応える必要があると考えます。そこで、町ホームページの活用は当然と思いますが、そのほかにも何か具体的に応募者にアクセスする方法を検討されているのであれば、お聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

町が求めます資質を備えた協力隊に就任いただくためには、より多くの方に九十九里町が協力隊を募集していることを知っていただくことが大きなポイントとなります。

町ホームページへの掲載は当然のこと、町が募集事務の支援を委託しております事業者にアドバイスをいただきながら、協力隊への応募を検討している方にとって魅力的な募集内容となるよう、ウェブページの作成及び各種サイトへの掲載や、無料、有料媒体への募集広告の掲載に加え、直接スカウトメールを送付するなどの取組を検討してございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

ところで、あまり先走ったことを伺って申し訳ありませんが、仮に本町にとって適任者がいた場合、単身、または所帯を持つ隊員もいると思いますが、住まい探しや家賃などは町で面倒を見るのでしょうか。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

住まい探しにつきましては、協力隊御自身がインターネットサイトなどを活用して行っていただくことを想定してございます。その過程で町に相談があった場合には、しっかりとサポートをしてまいります。

また、家賃につきましては、町が協力隊員に支給いたします活動費の対象となってございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） 次に、協力隊の活動内容について伺います。

本町では、今年度3名の採用を予定していると伺いました。また、従事してもらう分野についても細かく御答弁いただきました。ただし、仮にそれぞれの分野で採用された隊員の方々が十分に力を発揮するためには、国、町当局の直接的なサポートだけでなく、それぞれの分野において、地場産業に携わる企業や住民によるアシスト、コミュニケーションも大事になってくると思います。

そこで、この辺のフォロー体制について、何か事前に検討していることがあればお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、協力隊は都市部から九十九里町に住所を移し、活動を行います。議

員御指摘のとおり、協力隊が十分に力を発揮するためには、地域に溶け込み、事業者の方々や町民の皆様との関係を深めることが重要でございます。

このためのファーストステップといたしまして、先日協力隊が着任しました後に地域で連携していただきたい方々にお集まりいただき、協力隊の活動について御理解いただくための会議を開催し、それぞれの分野で協力隊と連携して行いたい取組を御検討いただきましたところ、出席者の皆様方から大変前向きな御意見をいただいたところでございます。また、着任後におきましては、広く協力隊の活動を知っていただくための活動報告会の開催も予定をしたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、協力隊が地域で円滑に活動いただくためには、地域の皆様方の理解と協力が必要不可欠となりますので、引き続き受入れ体制の構築に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） 協力隊の着任後の受入れ体制について、いろいろ腐心され、準備されていることを伺いました。ありがとうございます。

ところで、住民が協力隊の活動を知って、情報提供等の協力を申し出る場合、行政には統一した窓口を設けるのかどうか、それとも各分野を担当する課が窓口になるのか、差し支えなければお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

協力隊の活動につきましては、隊員ごとに異なりますとともに、活動が本格化し地域の方々との面識が増えることで様々な分野に及びますとともに、隊員との関係の中で支援いただける方も自然発生的に増えていくものと考えてございますが、行政側に支援を申し出ただくケースにつきましては、協力隊全体に共通するようなものにつきましては企画政策課が、また隊員の各活動分野に関することにつきましては各担当部署が窓口となるということを想定してございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

次に、国の助成及び町のサポート体制に関連して再質問します。

先ほど町長答弁の中で、協力隊へのサポート、いわゆる伴走支援について触れられました。しかしながら、それらは言うはやすしの例えどおり、大変な苦勞が伴うものと推察できます。インターネット等で調べると、近隣自治体では既に隊員を受け入れているところもあるようです。

そこで伺います。

調べたところでは、多い自治体としては白子町5人、大多喜町15人などですが、これらの自治体には参考にすべく何か情報収集を行ったのでしょうか、差し支えなければお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えさせていただきます。

情報収集につきましては、近隣であり、また昨年度に協力隊を新しく採用されました芝山町と、協力隊の採用実績が多く、県の研修会で事例発表にも取り組まれておられます香取市に直接お伺いし、情報収集をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鑓田貴俊君。

○7番（鑓田貴俊君） 隊員の任期はおおむね1年から3年というふうに聞いております。また、先ほど町長答弁では、隊員の任期満了後の定住や地域で引き続き活動するケースについて触れられました。

そこで、協力隊に関する最後の質問として伺います。

一般的に任期を終えた隊員がそのまま活動地域にとどまり定住する場合はどのくらいの割合なのでしょう、分かる範囲でお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

今年4月に総務省が公表しましたデータによりますと、協力隊員が引き続き活動地と同一市町村内に定住した割合につきましては、全国平均で55.7%との結果でした。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鑓田貴俊君。

○7番（鑓田貴俊君） 御答弁ありがとうございました。

今回協力隊に対する期待とともに、様々なサポート体制についてもいろいろ御教示いただきました。多分、知らない土地に初めて来た隊員の方は孤独やいろいろな面でプレッシャー

を感じることも多いのではないかと思います。一応、定められた任期があるにしても、ぜひ長い目で見守って、成果につなげられるような御配慮も併せてお願いしたいというふうに思います。

次に、タクシー利用助成事業に関して再質問します。

今年度当初事業予算840万円は、1人当たりの助成額で除すると、対象者は350人を想定していることとなります。また、先般の全員協議会では、4月30日現在で298名、申込み想定人数の8割強が既に申込みを行ったとお聞きしました。

そこでお伺いしますが、タクシー事業者にとってキャパシティーの問題が気になります。雨天時などに通常業務と重なり、本事業の申込みが集中した場合、さばき切れなくなるケースは生じないのかどうか、この辺の状況についてお聞き及びであればお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

本事業で町民の方々が御利用いただきます片貝タクシーに確認させていただきましたところ、目的地のほとんどが町内のスーパー、病院であり、移動距離が短いことから1回当たりのタクシー利用時間が短いため、現状ではキャパシティーには余裕があるとの回答でございました。

ただ、これまで同様、町外に長距離でタクシーが出てしまっている場合や、議員御指摘のとおり雨でタクシー利用が多い場合には、一部で利用時間を調整いただくことがあるとも伺ってございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鏝田貴俊君。

○7番（鏝田貴俊君） 先般、ある高齢者から外出に伴い利用しようと、時間を置いて何度も電話したけれども、通じなかったとの意見を聞きました。決して批判めいたことを申し上げるつもりはありませんが、先ほどの答弁にもありましたとおり、雨天時などの集中するときも当然あると思います。

そこでお伺いします。

例えば、利用者との専用回線を設けていただくとか、予約制にするとか、今後検討の余地があると考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

タクシー事業者からは、追加料金の負担は必要とはなりますが、タクシーを事前に予約することは可能となっており、悪天候が予想される場合はあらかじめ予約をする方も多いと伺っております。

タクシー利用助成事業は4月に開始したばかりの事業でございますので、まずは利用者等へのアンケート調査や事業者へのヒアリング等に取り組み、利用状況やどのような課題があるのか把握に努めてまいりたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） 7番、鎌田です。

それでは次に、年間の助成額に関連して再質問します。

町長答弁では、助成額2万4,000円の根拠として、初乗り運賃500円の往復分1,000円を月2回利用することを基礎としたというふうにお伺いしました。しかしながら、現実には自宅等への迎いの料金が別途1回400円加算されるため、これを往復分として加えて月2回利用として試算すると、距離に応じた料金は別にしても6か月程度で使い切ってしまう計算になります。

そこで、このことはあくまで一部助成事業と割り切れれば良いのかもしれませんが、利用者等の意見を踏まえながら、将来的に助成額を見直す余地はあるのでしょうか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

本制度につきましては、先ほど町長答弁にありましたとおり、タクシーを利用する際にかかる費用の一部を助成し、外出に困難を抱えます高齢の方の外出支援を図りますとともに、本町の重要な公共交通でありますタクシー事業を存続させるために実施するものでございますが、いずれの施策につきましても継続していかなければならない取組であると考えてございます。

限られた財源の中で継続していかなければならない事業でありますこと、また4月から取組を開始したばかりの事業でございますので、まずは今年度の利用状況を注視し、分析してまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

町長答弁の中で、利用申込みの際に家族や友人との乗合利用など、上手な利用方法を案内しているとお聞きしました。

そこでお聞きします。

答弁にあった上手な利用方法について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

タクシーはお一人で利用された場合と複数人で利用された場合でも料金には変更がございませんので、当然複数人で御利用されたほうが1人当たりの御負担は少なくなってまいります。

このため、例えば75歳以上の御夫婦など、御家族の中でタクシー利用助成の対象となる方が複数人いらっしゃった場合につきましては、それぞれに御申請をいただき、御一緒に利用いただいたり、あるいは近所の方やお友だちと一緒にタクシーに乗りいただきますことで、1人当たりの負担額が少なくなるという旨、御案内をさせていただいております。

1台のタクシーを複数の方が同時に利用いただきますことで、利用者の金銭的負担が軽くなるだけでなく、タクシーという限られた公共交通資源を効率的に活用することができることとなりまして、予約が取りやすくなると考えてございますので、引き続き相乗り利用の普及に努めてまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） ありがとうございます。

それでは、大項目2の最後に、今後における事業の位置づけに関連して再質問させていただきます。

先ほど町長から今後毎年実施するアンケート結果や利用状況、費用対効果を踏まえ、より効果的な事業内容となるよう検討していくと御答弁いただきました。

しかしながら、移動手段の確保という主目的から考えれば、本件事業だけ単独で検討するのでは限界があると考えます。そこで、現在は別組織で行っている外出支援事業や、また先日同僚議員から質問もありました将来的なスクールバスの活用など、今後複合的にマッチングさせ、検討していくことが必要ではないでしょうか。

相互に助成費用のバランスなど、解決するテーマは多いと思いますが、将来的な事業の方向性について見解をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

現在福祉部門で取組を行っております外出支援事業や福祉タクシーなど、タクシー利用助成以外の外出支援サービスとの連携、調整につきましては、これまでも公共交通会議において情報共有の上、検討してまいりましたので、引き続き取組を継続してまいります。

また、将来的なスクールバスの活用につきましては、関係部署によるスクールバスの運用方法の検討が進み、地域の公共交通として活用が可能となるようであれば、活用可能なサービスの一つとして町の公共交通施策への位置づけを検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 7番、鏝田貴俊君。

○7番（鏝田貴俊君） 7番、鏝田です。

ここまで本事業に関して詳細にわたり御答弁をいただき、また議論させていただき、大変ありがとうございました。いずれにしましても従来から住民の足となってきた公共交通を残しつつ、かつ限られた財源の中で課題を解決していくということになれば、非常にハードルの高い仕事だと思いますが、引き続きの御努力をよろしくお願いいたします。

最後に、3つ目の大項目であるレストラン棟に対する今後の対応に関して再質問をします。

御答弁いただいた中で、現在のレストラン棟に係る個別施設計画において、専門業者による点検、診断は令和9年度に実施する計画であると伺いました。このことについては、次の項目の答弁にも関連しますが、あくまで本項目の再質問として伺います。

つまり施設の老朽化により一部修繕が必要な状況、かつ今年度中の公募を検討する中において、現在の個別施設計画を前倒しで実施することはできないのかどうか。例えに語弊のある表現かもしれませんが、お見合い前の化粧が必要な気がしますので、見解をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 鏝田議員の御質問にお答えいたします。

施設の老朽化により一部修繕が必要な状況、かつ今年度中の公募を検討する中において、個別施設計画を前倒しして実施することはできないかとの御質問でございますが、レストラン棟の個別施設計画では、町長答弁にもございましたとおり、専門業者による点検を令和9年度としており、さらに大規模改修を整備後30年、令和11年と計画しており、大規模改修となりますと、改修事業完了するまで予算と期間を要することになります。

また、現在進めておりますレストラン棟の経営事業者の募集におきましては、前回までと同様に、事業実施に必要な設備や備品につきましては事業者負担による整備とすることを予定しているところでございます。

これらのことから、レストラン棟につきましては、当該施設を利用する上で必要な一部の修繕により経営事業者を募集したいと考えております。

○議長（中村義則君） 7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） 御答弁ありがとうございました。

先ほど町長答弁の中に屋根の排煙窓から雨漏りが生じているとありました。また一方、これも外観を目視した上での私の感想も含めての話で恐縮ですが、冒頭でも申し上げましたとおり、西側屋根の一部が著しく変色しておりまして、事前の修理が必要に見受けられます。

そこで、次にお伺いします。これらはただいま御答弁いただいた必要な一部の修繕に含まれるのかどうかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 御質問にお答えいたします。

必要な一部の修繕とはどの御質問でございますが、現在進めている経営事業者の募集におきましては、必要な修繕といたしまして、排煙窓とサービスヤードの出入口扉の修繕を考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鏑田貴俊君。

○7番（鏑田貴俊君） それでは、最後に当該施設に係る事業者の公募に関連して伺います。

町長答弁では、これまでの公募の結果等を踏まえ、募集等の見直しを進めており、令和7年度中をめどにレストラン棟経営事業者を募集する予定であると伺いました。

そこで、募集要項の見直しに関して、現時点で具体的な内容については当然今の段階では公表できないものと推察しますが、反省点を踏まえるという点において、見直しの方向性だけでもお聞かせいただければ幸いです、いかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 御質問にお答えいたします。

レストラン棟経営事業者の募集要項の見直しの方向性はどの御質問でございますが、令和6年第1回九十九里町議会定例会におきまして、レストラン棟の貸付に係る提案につきまして様々な御指摘をいただく中、特に貸付料の点で議会の御賛同をいただけなかったものと認

識しております。

また、これまでの当該施設の経営事業者の募集状況等から、設定した貸付料が応募に至らない理由の一つであることが考えられます。

これらのことから、次回の経営事業者の募集におきましては、当該施設が町民の貴重な財産であるため、普通財産の適正な貸付料を前提としながら、事業実施に必要な設備や備品につきましては、事業者負担による整備を予定していることから、この事業者負担分を考慮しながら当該施設を活用していただけるような貸付料に見直しすることで経営事業者を募集したいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） ありがとうございます。

町長答弁の中で、レストラン棟は公園利用者の利便性の増進につながるとありました。そのほかにも、町内の一画においてにぎわいを取り戻す手段になろうかとも考えております。

また、例えが適切かどうか分かりませんが、今は農地といっても水田以外ですが、耕作放棄地などについては、耕作者が名乗り出たとしても、昔のように耕作料はもらえないケースも多々あります。

そこで、これは極論と思われるかもしれませんが、施設の長寿命化及び町の将来的な設備維持に係る費用負担を考慮すると、たとえ議会の議決が必要としても、普通財産の無償貸付または相当額の減額貸付も視野に入れて検討する必要があるのではないかと考えます。したがって、この辺についても現状差し支えない範囲でお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 御質問にお答えいたします。

普通財産の無償貸付または相当の減額貸付も視野に入れて検討する必要があるのではとの御質問でございますが、現状において未利用や遊休の財産を無償や減額により貸し付けることは、公共施設の長期的な有効活用だけでなく、財政的効果として維持管理費用の削減、さらには自主財源の確保などにつながると考えられます。

しかしながら、町有財産を貸し付けるには適正な対価でなければならず、減額や無償とした場合は本来徴収できる貸付料が減額となり、町への歳入が減少し、その減額の規模が大きいほど財政への影響は大きくなることとなります。

次回のレストラン棟の経営事業者の募集における貸付料につきましては、普通財産の適正

な貸付料を前提としつつ、事業者が負担する必要経費を考慮した貸付料とする見直しを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鑓田貴俊君。

○7番（鑓田貴俊君） 御答弁ありがとうございました。

これまで、今回の質問ではしつこく突っ込み過ぎて多少答えづらい場面も多々あったと思いますが、それでも最後まで真摯に御対応いただいたことに感謝します。

今後ともみんなで考え、みんなで行動、そしてみんなで良い町にしていければと思います。

以上で一般質問を終わります。御協力ありがとうございました。

◎日程第2 休会の件

○議長（中村義則君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

6月9日は議案調査のため休会としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、6月9日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

6月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 1時44分

令和7年第2回九十九里町議会定例会会議録（第3号）

令和7年6月10日（火曜日）

令和7年第2回九十九里町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年6月10日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 3 議案第 2号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 契約の締結について
- 日程第 5 議案第 4号 契約の締結について
- 日程第 6 議案第 5号 九十九里地域水道企業団規約の変更について
- 日程第 7 議案第 6号 九十九里地域水道企業団の解散について
- 日程第 8 議案第 7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第 9 報告第 1号 令和6年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第 2号 私債権の放棄について
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第13 議員派遣の件
- 日程第14 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 請願第 2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第15 陳情第 1号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書
- 追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 発議第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書について

出席議員（14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏝 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	作 田 延 保 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	中 北 一 成 君	住 民 課 長	田 畑 総 子 君
健康福祉課長	戸 村 恵 子 君	社会福祉課長	鈴 木 浩 之 君
農林水産課長	川 島 常 嗣 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり課長	木 原 隆 行 君	会 計 管 理 者	古 川 紀 行 君
ガ ス 課 長	麻 生 雅 弘 君	教 育 委 員 会 会 長	鶴 岡 正 美 君
教 育 委 員 会 教 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鏝 田 貴 賜 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

- 議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。
これより本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
-

◎日程第1 諸般の報告

- 議 長（中村義則君） 日程第1、諸般の報告をいたします。
総務経済常任委員会委員長及び文教民生常任委員会委員長より、委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。
-

◎日程第2 議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）

- 議 長（中村義則君） 日程第2、議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
議案第1号について、提案理由の説明を求めます。
財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

- 議 長（中村義則君） これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
7番、鑓田貴俊君。

- 7番（鑓田貴俊君） 7番、鑓田です。

ただいまの御説明で、主に12ページですけれども、会計年度任用職員の方が4名採用になるということなのですが、歳出のところの内訳を見ますと賦課徴収費、児童福祉施設費、それから農業振興費、土木総務費ということで計上されているんですけれども、この4名の方は、賦課徴収費のほうは多分税金を徴収する方なんだろうと想像はつくんですが、あとの3項目については具体的にどんな業務に就くのか、参考にお伺いできればと思います。

- 議 長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

- 総務課長（作田延保君） 今回、補正で計上した4名の会計年度任用職員の配属についてで

ございますが、まず賦課徴収費は御承知のとおり税務課、それから民生費につきましては社会福祉課、農林水産業費につきましては農林水産課、それから土木費についてはまちづくり課ということになりますが、この方々につきましては、正規職員の補助という意味合いで採用されたものでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鏝田貴俊君。

○7番（鏝田貴俊君） ありがとうございます。

今さらながらにこんなことを質問すると、ちょっと恥ずかしいんですけども、質問というよりも確認なんですけど、今回会計年度任用職員の採用に当たって、987万9,000円を財調に充当するというふうに取り出れるんですけども、いわゆる年度途中なので足らず前を財調から充てるということだと思んですけど、次年度以降については人件費に計上して、次年度の予算編成の中でやりくりするということよろしいのでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 今回、補正予算として計上させていただきました4名の会計年度任用職員は、あくまで正規職員の欠員を補うものでございまして、またこの正規職員につきましては4月の人事異動、それから昇格に伴う部分について9月の補正予算で精算、調整させていただくということになります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鏝田貴俊君。

○7番（鏝田貴俊君） すみません、それは分かったんですけども、要は今後も、今さら申し訳ないんですけど、年度途中でいろいろ業務量も増えるんでしょうし、会計年度任用職員を採用した場合は、通常は持ってくる場所がないから財調で充当するというような流れなんじゃないでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、作田延保君。

○総務課長（作田延保君） 年度途中での採用とか、そういったものであれば財調から持ってくる、あるいは国の補助金がついているものであれば補助財源がありますので、そういったところから財源充当をしていくということになるのかなと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小川浩安君。

○5番（小川浩安君） それでは、1点お伺いします。

6ページの15款2項1目の総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金（給付等一体支援）5,731万7,000円、この支出については、7ページの2款2項3目重点支援給付金給付費の中の18節負担金補助及び交付金、定額減税調整給付金5,172万円ということで説明がございました。そうしますと、歳入歳出の中で550万円ほど入のほうが多いわけですが、ほかに歳出のほうに振り分けたのがあるのかをお伺いします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

今の御指摘は先ほどの説明の中で、歳入の15款2項1目1節物価高騰対応重点支援地方臨時交付金（給付等一体支援）枠5,731万7,000円に対し、充当先が歳出の2款2項3目18節負担金補助及び交付金の定額減税調整給付金5,172万円という説明がありましたので、その差額をという御指摘かと思えます。

こちらの財源につきましては、その欄の左のほうを見ていただきますと、補正額の財源内訳という欄がございます。この中に、2款2項2目賦課徴収費の国県支出金の欄に284万5,000円及びその下の3目重点支援給付金給付費の中に5,447万2,000円、合計欄の計の欄に5,731万7,000円と記載がございます。

正確には、この18節負担金補助及び交付金のほかに関連の事務費及び、これに従事いただきます会計年度任用職員の人件費に当たっておるということが今回の給付金の内訳でございますので、別途新たに500万円相当をほかの事業に変更するというものではなく、こちらの追加給付と呼ばれる定額減税の仕組みを実施するために必要な本体給付あるいは事務費、従事いただく会計年度任用職員の人件費に充てるということで整理をしたものでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 令和7年度九十九里町一般会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第2号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村義則君） 日程第3、議案第2号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、中北一成君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

議案第2号は、国民健康保険税条例の一部改正なんですけれども、この中で増額になる基礎課税額、医療分に関する課税限度額を65万から66万に上げると、あともう後期高齢者支援金等について24万から26万円へと上げになるんですけれども、上げに、いわゆる増額になる世帯数と対象者数をお答えいただきたいと思います。

それから、軽減措置に対しても、5割軽減の対象世帯数について29万5,000円から30万5,000円に引き上げられるのは、軽減対象が増えるということでもいいんですけれども、2割軽減の対象者数の上げによる減免対象者数の世帯数と、あと対象人数をお答えください。

○議長（中村義則君） 税務課長、中北一成君。

○税務課長（中北一成君） お答えさせていただきます。

この改正により、課税限度額においては3万円引き上がることにより4世帯13名が対象となります。また、減額の対象となる所得基準額につきましては、5割軽減が29万5,000円か

ら30万5,000円になることにより14世帯30人が対象となり、2割軽減が54万5,000円から56万円となることにより、2世帯6名が軽減の対象となります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 軽減対象となる財源は、保険基盤安定制度に係る繰入金なんですかね、お答えください。

○議長（中村義則君） 税務課長、中北一成君。

○税務課長（中北一成君） 法定軽減分につきましては、基盤安定分により対応するものでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 世帯数と人数は分かったんですけども、まだちょっと昨日もお聞きしたんですけども、増額部分というか全体的な減る部分と増える部分というのは、いつ頃分かるんでしょうかね。

○議長（中村義則君） 税務課長、中北一成君。

○税務課長（中北一成君） 議員おっしゃるのは、最終的な軽減の金額ということかと思いますが、現在7月の当初賦課に向けまして算定を行っているものでございます。正確な金額につきましては、7月上旬に確定するものでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案

のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第3号 契約の締結について

○議長(中村義則君) 日程第4、議案第3号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第3号の提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第4号 契約の締結について

○議長(中村義則君) 日程第5、議案第4号 契約の締結についてを議題といたします。

議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 契約の締結についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更について

○議 長(中村義則君) 日程第6、議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更についてを議題といたします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 九十九里地域水道企業団規約の変更についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散について

○議長(中村義則君) 日程第7、議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散についてを議題といたします。

議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 九十九里地域水道企業団の解散についてを原案のとおり決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について

○議長(中村義則君) 日程第8、議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、戸村恵子君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第1号 令和6年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議 長（中村義則君） 日程第9、報告第1号 令和6年度九十九里町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告第1号について、趣旨説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

◎日程第10 報告第2号 私債権の放棄について

○議 長（中村義則君） 日程第10、報告第2号 私債権の放棄についてを議題といたします。

報告第2号について、趣旨説明を求めます。

まちづくり課長、木原隆行君。

（趣旨説明）

○議 長（中村義則君） 報告案件でありますので、これにて終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開は10時30分です。

（午前10時21分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◎日程第11 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議 長（中村義則君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第1号について、提出者の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和7年9月30日をもって齊藤実氏が任期満了となることから、新

たに川野美恵子氏を人権擁護委員の候補者として推薦するものでございます。

川野氏は、特別支援学校の教諭として様々な特性を持つ児童・生徒に対し、きめ細やかな教育や社会的自立に向けた指導に取り組んでこられました。また、民生委員としても地域福祉の向上に尽力されており、明朗誠実な人柄で地域住民からの信頼も厚く、人権擁護委員の候補者として最適であります。

つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前10時31分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時32分）

○議長（中村義則君） お諮りいたします。

本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第12 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（中村義則君） 日程第12、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第2号について、提出者の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和7年9月30日付で任期満了となります山本一雄氏を引き続き人

権擁護委員の候補者に推薦するものでございます。

山本氏は、高等学校教諭として35年間教壇に立つ中で、生徒の思いやりの心を育てる道徳教育にも重きを置き、取り組んでこられました。特に学校同和教育や青少年赤十字活動などの研修に積極的に参加されたことで、人権についての知識と理解は十分であり、人権擁護委員の候補者として適任であります。

つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前10時35分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長（中村義則君） お諮りいたします。

本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号はお手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第13 議員派遣の件

○議長（中村義則君） 日程第13、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第129条第1項の規定により、御手元に配付いたしましたとおりに派遣したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、配付した文書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま決定した派遣内容について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、派遣内容の変更については、議長に一任することに決定いたしました。

◎日程第14 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書

請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

○議長(中村義則君) 日程第14、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び請願第2号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書についてを一括議題といたします。

文教民生常任委員会の審査結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。
文教民生常任委員会委員長、内山菊敏君。

(文教民生常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(内山菊敏君) 10番、内山です。

報告をいたします。

文教民生常任委員会に付託されました「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、請願の趣旨及び内容について、本委員会で慎重審議した結果、両請願を採択と決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

○議長(中村義則君) 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各請願ごとに行います。

請願第1号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

請願第2号の採決をいたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時40分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時41分)

◎日程の追加

○議長(中村義則君) お諮りいたします。

ただいま内山菊敏君外6名から、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書についてが提出されました。

発議を配付いたします。

(発議配付)

○議長(中村義則君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 配付漏れなしと認めます。

発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号及び発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として一括議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書について

○議長(中村義則君) 追加日程第1、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について及び発議第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書についてを一括議題といたします。

発議第1号及び発議第2号について、順次趣旨説明を求めます。

文教民生常任委員会委員長、内山菊敏君。

(文教民生常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(内山菊敏君) 10番、内山です。

初めに、発議第1号について説明させていただきます。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について。

この請願は毎年提出されておりますので、意見書(案)の朗読を省略させていただきます。

よって、配付された意見書(案)のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和7年6月10日。

九十九里町議会議長、中村義則様。

提出者、九十九里町議会議員、内山菊敏。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じ

く、谷川優子、同じく、細田一男、同じく、鏝田貴俊、同じく、松井由美子、同じく、小野谷元伸。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出しますので、よろしくお願いいたします。

次に、発議第2号について説明いたします。

発議第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書について。

この請願についても毎年提出されております。意見書（案）の朗読は省略させていただきます。

よって、配付された意見書（案）のとおり、九十九里町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

令和7年6月10日。

九十九里町議会議長、中村義則様。

提出者、九十九里町議会議員、内山菊敏。賛成者、九十九里町議会議員、西村みほ、同じく、谷川優子、同じく、細田一男、同じく、鏝田貴俊、同じく、松井由美子、同じく、小野谷元伸。

別紙のとおり意見書を関係大臣に提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 発議第1号及び発議第2号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

採決は各発議ごとに行います。

発議第1号の採決をいたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号の採決をいたします。

発議第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書についてを原案のとおり決

することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書

○議長(中村義則君) 日程第15、陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書についてを議題といたします。

総務経済常任委員会の審査結果について、総務経済常任委員会委員長より報告を求めます。
総務経済常任委員会委員長、原田教光君。

(総務経済常任委員会委員長 原田教光君 登壇)

○総務経済常任委員会委員長(原田教光君) 6番、原田です。

報告いたします。

総務経済常任委員会に付託されました陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

○議長(中村義則君) 総務経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まずは、原案に賛成者の発言を許します。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、賛成討論を行います。

核兵器禁止条約が発効して4年となりました。署名国は96か国と国連加盟国の半数に迫り、締約国も73に達するなど国際法としての力を強めています。

国連のグテレス事務総長は、核の脅威がここ数十年で最も高まっていると危機感をあらわにしました。米大統領に就任したトランプ氏は、1期目で核兵器の先制使用政策を強化し、核戦力の近代化などを進めました。同政権が核兵器に固執する姿勢を強めるならば、核兵器で対峙し合う今日の危険な情勢が、一層悪化しかねません。

対立と緊張の高まる中で、核兵器が偶発的に使用される危険も指摘されております。例えば、核兵器の1%足らずが都市で爆発すれば、大変深刻な気候危機が起き、人類の生存が脅威にさらされるとの研究報告もあります。

これに対し、核使用を抑え、核兵器のない世界への支えとなっているのが核兵器禁止条約と、これを生み出した世論と運動です。被爆者を先頭に、広島、長崎の悲劇の実態を訴えてきた運動が核兵器禁止条約実現の力となりました。諸外国の政府が核兵器の非人道性を深く認識することで、核兵器を抑止力とする考えを否定し、禁止すべきだとの声が広がっていったのです。

昨年11月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた主要20か国地域首脳会議、G20サミットでは、核兵器のない世界という目標の推進に改めてコミットするとした宣言をアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国の核五大国も受け入れて全会一致で採択されました。

核兵器をめぐる危険な状況は、いささかも軽視できません。しかし、禁止条約に示される世界の主流にこそ、この危機を乗り越える展望があります。その中で、唯一の戦争被爆国、日本が禁止条約に参加していないことが大変重大です。日本の参加は、核兵器禁止、核兵器廃絶の流れを発展させる、ほかにない大きな意義を持ちます。

政府に条約参加を求める地方議会の意見書は、既に約4割の自治体で採択され、世論調査でも日本の参加を求める人が多数です。日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協のノーベル平和賞受賞が大きな変化を生んでいます。条約参加を求める署名運動にも大きな反響と賛同の広がりがあります。政府は被爆80年の今年、この国民の願いに応えるべきではないでしょうか。

核兵器の使用は、人類に壊滅的、非人道的な結末を招くとして禁止条約がつくられました。政府も核使用は人道主義の精神に合致しないと言っています。しかし、そうならば核兵器使用を前提にした米国の核の傘への依存をやめ、禁止条約に参加すべきではないですか。唯一の戦争被爆国にふさわしい外交を求めてこそ、北東アジアの平和と安定に道を開くことがで

きます。

「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書について、賛成討論とします。

○議 長（中村義則君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

総務経済常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

暫時休憩します。

（午前10時57分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時58分）

○議 長（中村義則君） 陳情第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書」提出を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議 長（中村義則君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長（中村義則君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和7年第2回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時58分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 小 野 谷 元 伸

署 名 人 古 川 徹